

## (9) スポーツレクリエーション：スポーツ施設

### 1) 施設概要

本市のスポーツ施設は、39 施設あります。総延床面積は約 8 万 8 千㎡で、市が保有する施設の 3.4%を占めます。築年数の状況は、築 31 年以上の施設が 26 施設、築 21 年以上 築 30 年以下が 5 施設、築 20 年以下が 8 施設です。

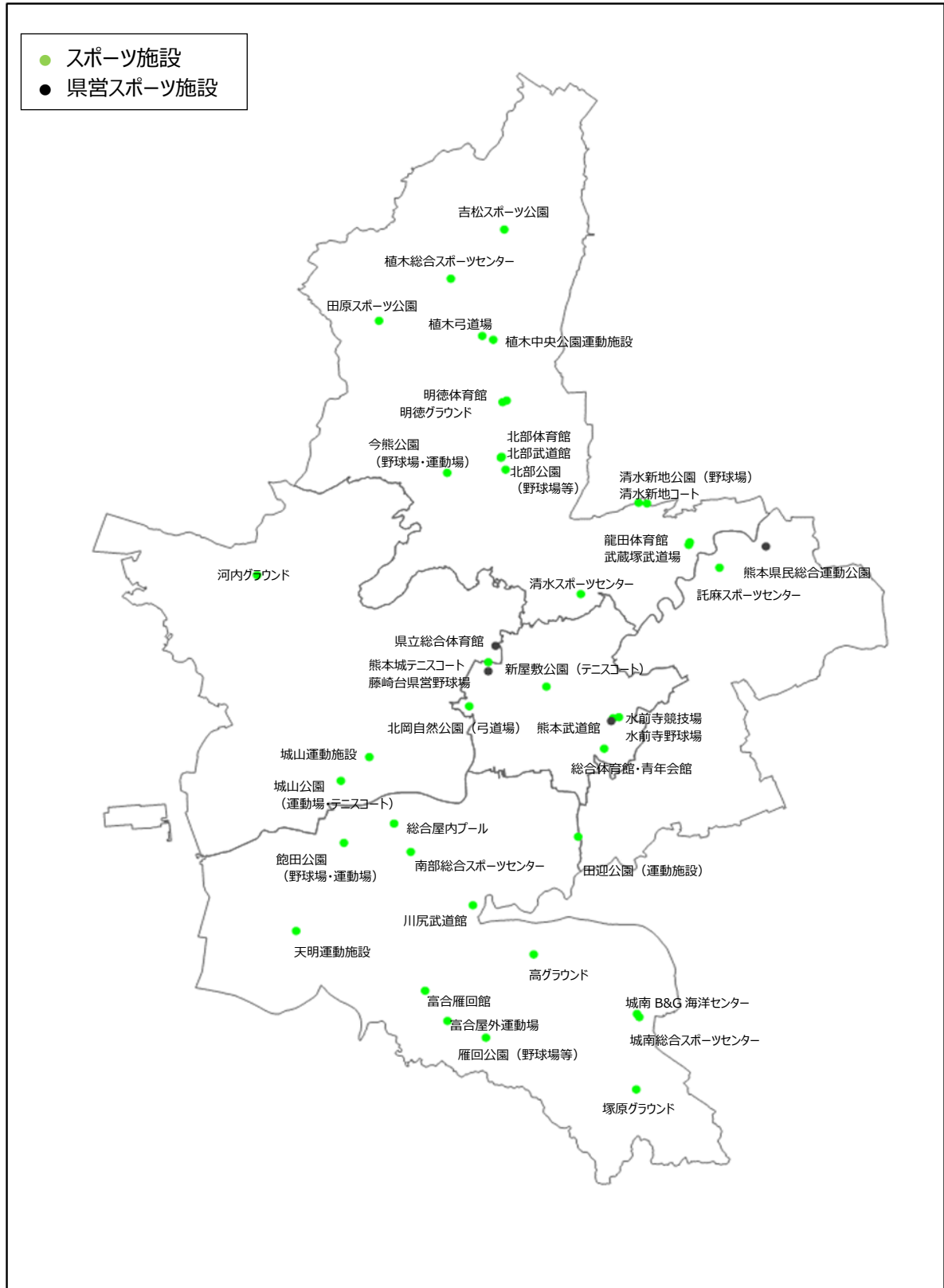
#### ① 施設一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在）

No	施設名称	所在地	建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	保有機能				
						体育室 体育館	プール	武道場 弓道場	グラウンド 等	テニス コート
1	北岡自然公園(弓道場)	中央区横手 2 丁目 5 番 1 号	昭和 56 年	43	600.14			○		
2	熊本城公園(テニスコート)	中央区古京町 3 番 2 号	平成元年	35	126.00					○
3	新屋敷公園(テニスコート)	中央区新屋敷 1 丁目 8 番 25 号	昭和 54 年	45	72.27					○
4	総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号	昭和 61 年	38	16,079.88	○	○	○		
5	水前寺運動公園(野球場)	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号	平成元年	35	2,538.66				○	
6	水前寺運動公園(競技場)	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号	昭和 26 年	73	3,970.25				○	
7	託麻スポーツセンター	東区上南部 3 丁目 22 番 30 号	平成 14 年	22	1,508.90	○			○	○
8	城山運動施設	西区上代 9 丁目 6 番 36 号	昭和 47 年	52	7.86					○
9	城山公園(運動場・テニスコート)	西區城山半田 4 丁目 16 番 1 号	平成 25 年	11	277.10				○	○
10	河内グラウンド	西区河内町野出 976 番地	平成 17 年	19	80.91				○	
11	田迎公園(運動施設)	南区良町 4 丁目 8 番 1 号	昭和 63 年	36	3,900.81	○	○	○	○	○
12	川尻武道館	南区元三町 4 丁目 1 番 16 号	平成 7 年	29	997.58			○		
13	南部総合スポーツセンター	南区白藤 5 丁目 2 番 1 号	平成 2 年	34	4,616.32	○	○	○	○	○
14	総合屋内プール	南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号	平成 10 年	26	26,486.50	○	○		○	
15	飽田公園(野球場・運動場)	南区浜口町 126 番地	昭和 50 年	49	61.05				○	
16	天明運動施設	南区奥古閑町 1877 番地	昭和 58 年	41	1,834.11	○			○	
17	富合雁回館	南区富合町清藤 405 番地 1	平成 3 年	33	2,945.69	○				
18	富合屋外運動場	南区富合町平原 67 番地 1	平成 12 年	24	50.00				○	
19	雁回公園(野球場等)	南区富合町木原 2748 番地	昭和 61 年	38	138.08				○	
20	高グラウンド	南區城南町高 476 番地 1	平成 17 年	19	75.25				○	
21	城南総合スポーツセンター	南區城南町舞原 144 番地 1	平成 26 年	10	5,174.23	○		○	○	○
22	城南B&G海洋センター	南區城南町舞原 134 番地 1	昭和 63 年	36	2,549.28	○	○			
23	塚原グラウンド	南區城南町塚原 81 番地 3	昭和 61 年	38	66.46				○	
24	龍田体育館	北区龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号	昭和 58 年	41	1,321.30	○				
25	武蔵塚武道場	北区龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号	平成 2 年	34	754.62			○		
26	清水新地公園(野球場)	北区清水新地 7 丁目 5 番 1 号	昭和 48 年	51	116.88				○	
27	清水新地コート	北区清水新地 7 丁目 9 番 2 号	昭和 60 年	39	9.93					○
28	清水スポーツセンター	北区清水万石 2 丁目 3 番 73 号	平成 5 年	31	865.43	○			○	
29	北部体育館	北区鹿子木町 53 番地	昭和 61 年	38	1,423.71	○				
30	明德体育館	北区明德町 978 番地	平成 3 年	33	842.19	○				
31	明德グラウンド	北区小糸山町 341 番地	昭和 60 年	39	50.40				○	
32	北部武道館	北区鹿子木町 53 番地 1	平成 21 年	15	611.10			○		
33	北部公園(野球場等)	北区下硯川町 416 番地 2	昭和 49 年	50	77.01				○	○
34	今熊公園(野球場・運動場)	北区立福寺町 91 番地 2	昭和 62 年	37	67.39				○	
35	田原スポーツ公園	北区植木町富応 1595 番地	平成 22 年	14	50.90				○	
36	植木総合スポーツセンター	北区植木町山本 788 番地 1	昭和 60 年	39	2,384.63	※1		○	○	○
37	植木弓道場	北区植木町岩野 238 番地 1	平成 9 年	27	870.04			○		
38	吉松スポーツ公園	北区植木町亀甲 452 番地	平成 22 年	14	111.65				○	
39	植木中央公園運動施設	北区植木町岩野 285 番地 35	令和元年	5	4,622.73	○			○	○
合計					88,337.24	15	5	10	24	12

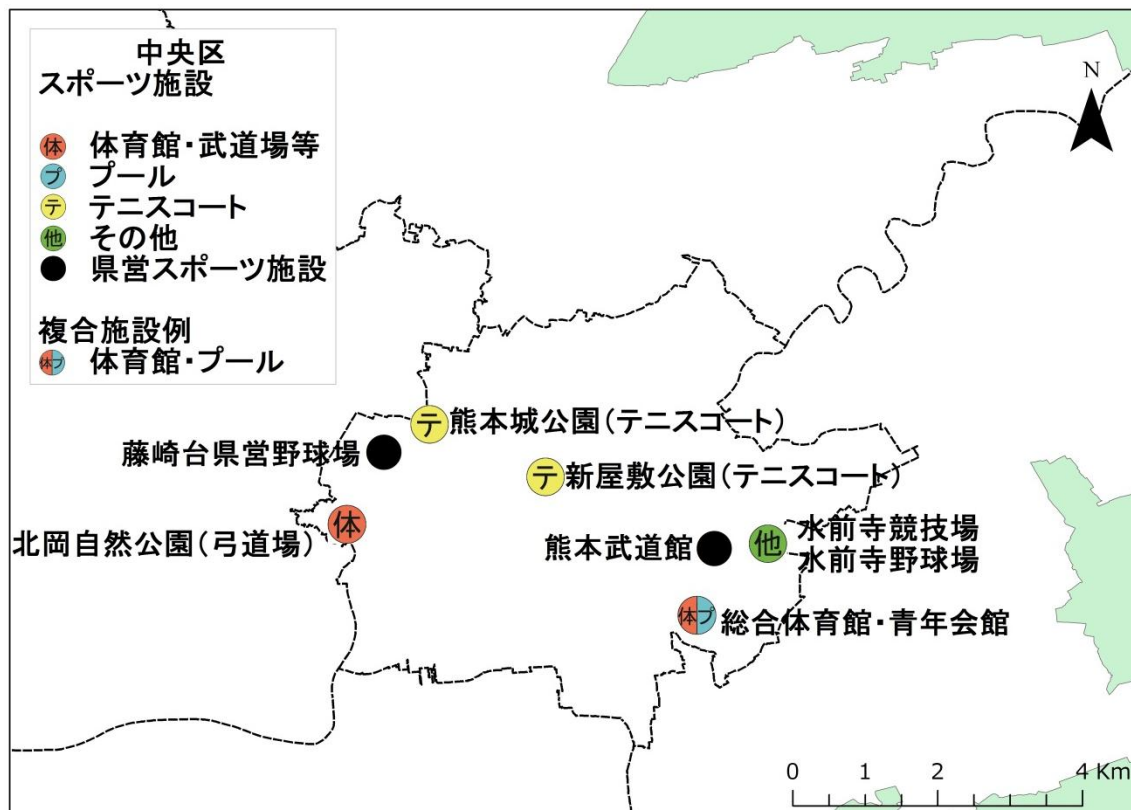
※1 令和 5 年度解体

② 配置状況

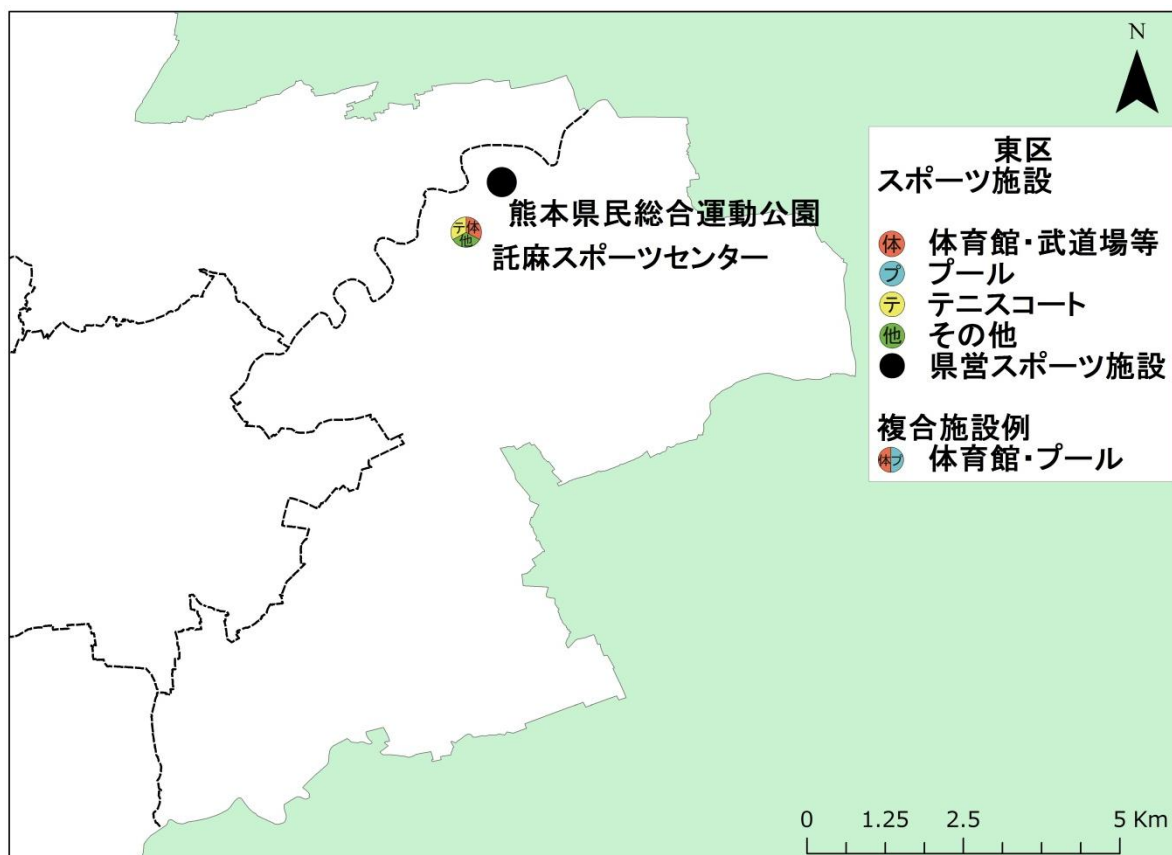
図表 施設配置図：全体（令和6年4月1日現在）



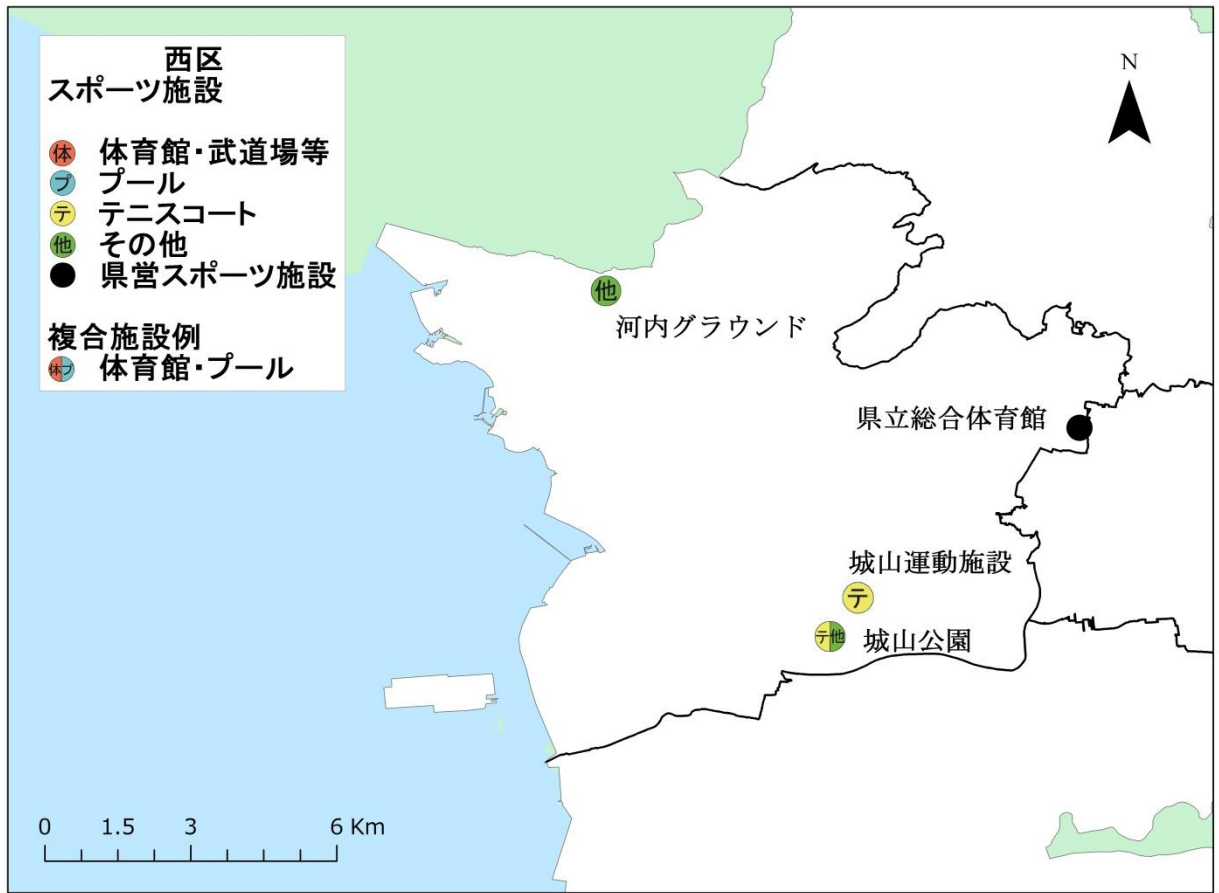
図表 施設配置図：中央区（令和6年4月1日現在）



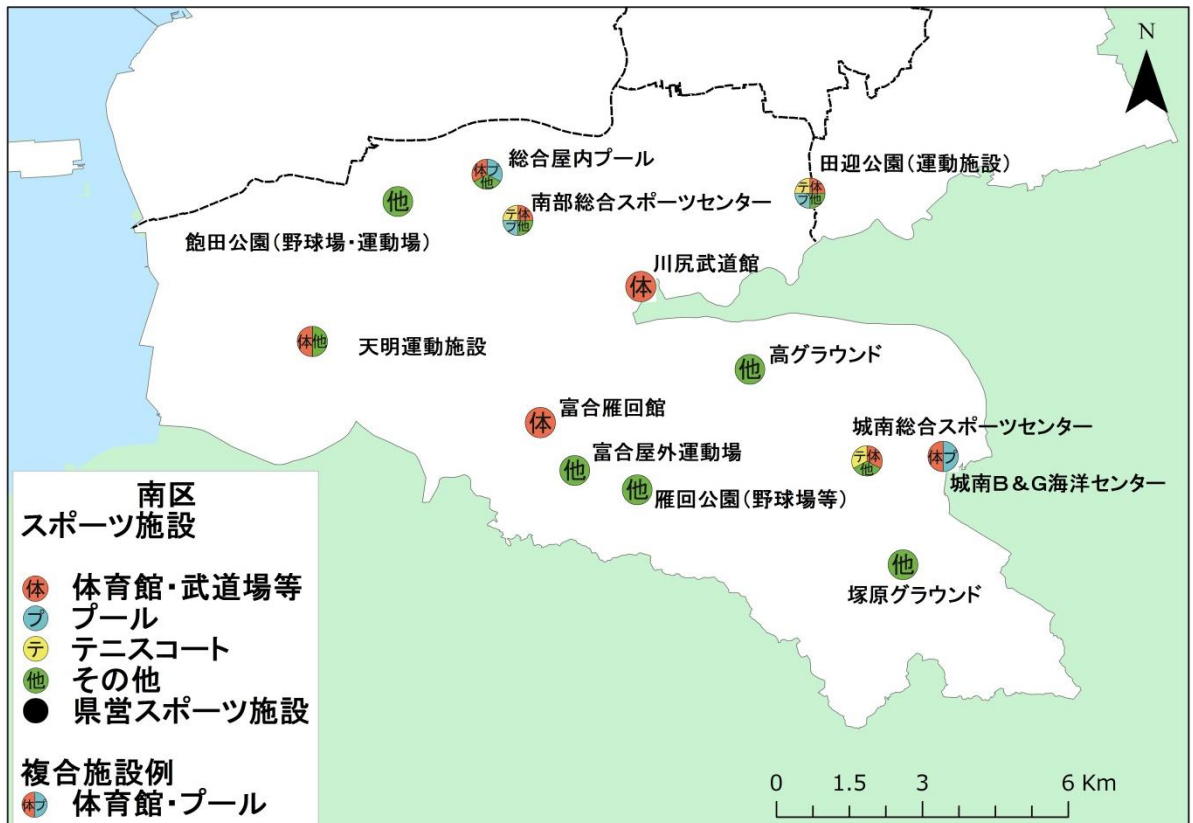
図表 施設配置図：東区（令和6年4月1日現在）



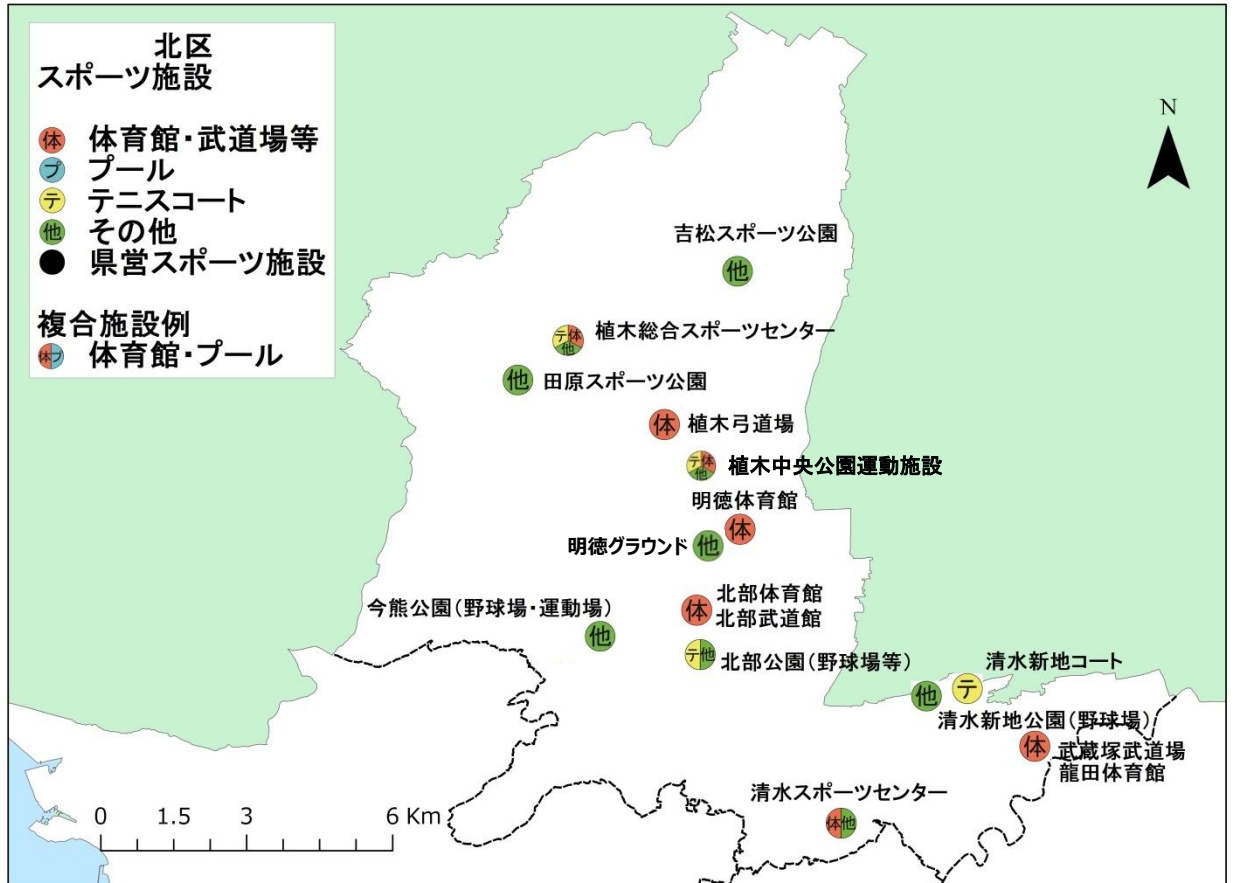
図表 施設配置図：西区（令和6年4月1日現在）



図表 施設配置図：南区（令和6年4月1日現在）



図表 施設配置図：北区（令和6年4月1日現在）



総合体育館・青年会館



総合屋内プール

2) 実態把握

①運営状況（令和5年度）

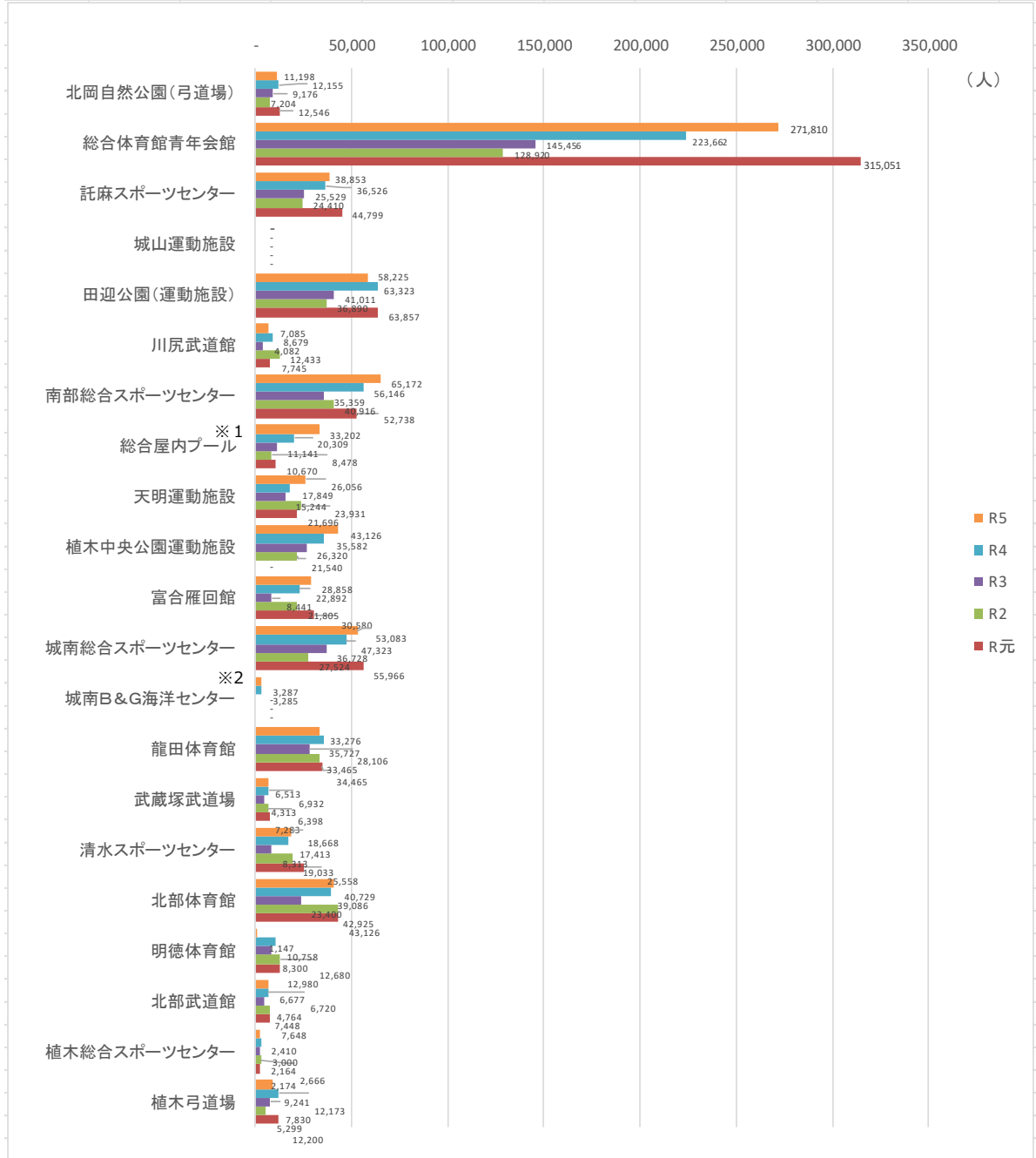
No	施設名称	運営時間	休館日	運営日数	使用料 (有料、無料)	運営方法 (直営、指定管理)	備考
1	北岡自然公園(弓道場)	8:30～19:00	年末年始	360	有料	直営	
2	熊本城公園(テニスコート)	9:00～19:00	年末年始	360	有料	直営	
3	新屋敷公園(テニスコート)	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
4	総合体育館・青年会館	9:00～22:00	年末年始・月曜日	309	有料	指定管理	
5	水前寺運動公園(野球場)	6:00～22:00	年末年始	360	有料	指定管理	
6	水前寺運動公園(競技場)	6:00～22:00	年末年始	360	有料	指定管理	
7	託麻スポーツセンター	9:00～22:00	年末年始・月曜日	309	有料	指定管理	
8	城山運動施設	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
9	城山公園 (運動場・テニスコート)	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
10	河内グラウンド	6:00～19:00	年末年始	360	有料	直営	
11	田迎公園(運動施設)	6:00～22:00	年末年始	360	有料	指定管理	
12	川尻武道館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
13	南部総合スポーツセンター	6:00～22:00	年末年始・月曜日	309	有料	指定管理	
14	総合屋内プール	9:00～22:00	年末年始・水曜日	309	有料	指定管理	
15	飽田公園(野球場・運動場)	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
16	天明運動施設	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
17	富合雁回館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
18	富合屋外運動場	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
19	雁回公園(野球場等)	6:00～19:00	年末年始	360	有料	直営	
20	高グラウンド	-	-	365	無料	直営	
21	城南総合スポーツセンター	6:00～22:00	年末年始	360	有料	指定管理	
22	城南B&G海洋センター	9:00～22:00	年末年始 ※プール5月-9月のみ利用可	360	有料	指定管理	
23	塚原グラウンド	6:00～19:00	年末年始	360	有料	直営	
24	龍田体育館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
25	武蔵塚武道場	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
26	清水新地公園(野球場)	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
27	清水新地コート	9:00～19:00	年末年始	309	有料	直営	
28	清水スポーツセンター	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
29	北部体育館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
30	明德体育館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
31	明德グラウンド	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
32	北部武道館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
33	北部公園(野球場等)	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
34	今熊公園(野球場・運動場)	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
35	田原スポーツ公園	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
36	植木総合スポーツセンター	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	R5年度に体育館解体
37	植木弓道場	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
38	吉松スポーツ公園	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
39	植木中央公園運動施設	6:00～22:00	年末年始	360	有料	指定管理	

※休館日（月曜日・水曜日が休日にあたるときはその直後の休日でない日）

② 利用状況

体育館等の令和5年度の利用者数は全体で約76万人です。施設別では総合体育館青年会館が約27万人で全体の約36%を占めています。

図表 体育館等利用者数の推移（令和元年度～令和5年度）

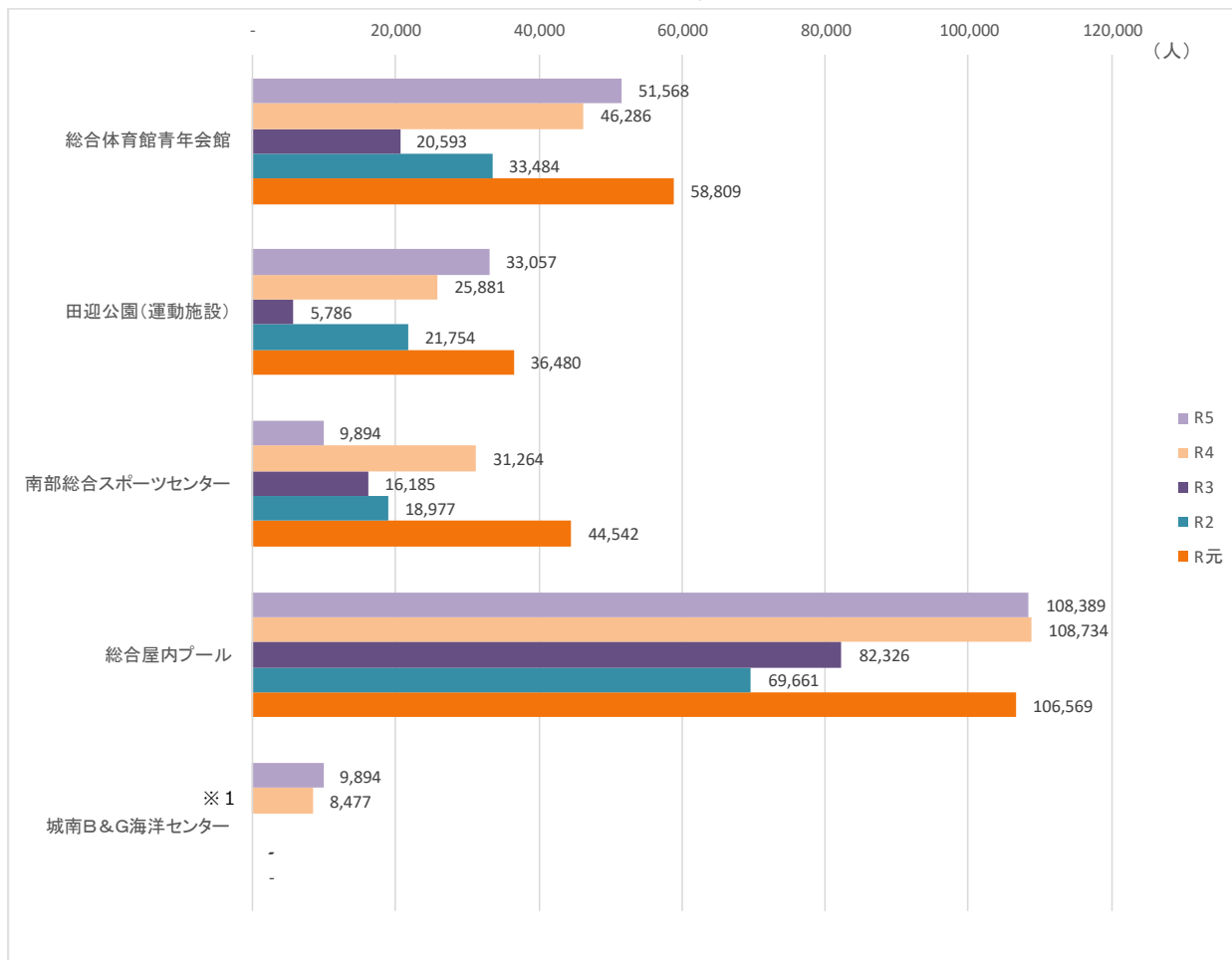


※1：震災の影響により平成30年度～令和4年4月30日まで一部休止または全期休止した施設

※2：植木総合スポーツセンター（体育館）は震災の影響により令和5年度解体

プールの令和5年度の利用者数は全体で約21万人です。施設別では、総合屋内プールが約11万人で全体の51%を占めています。

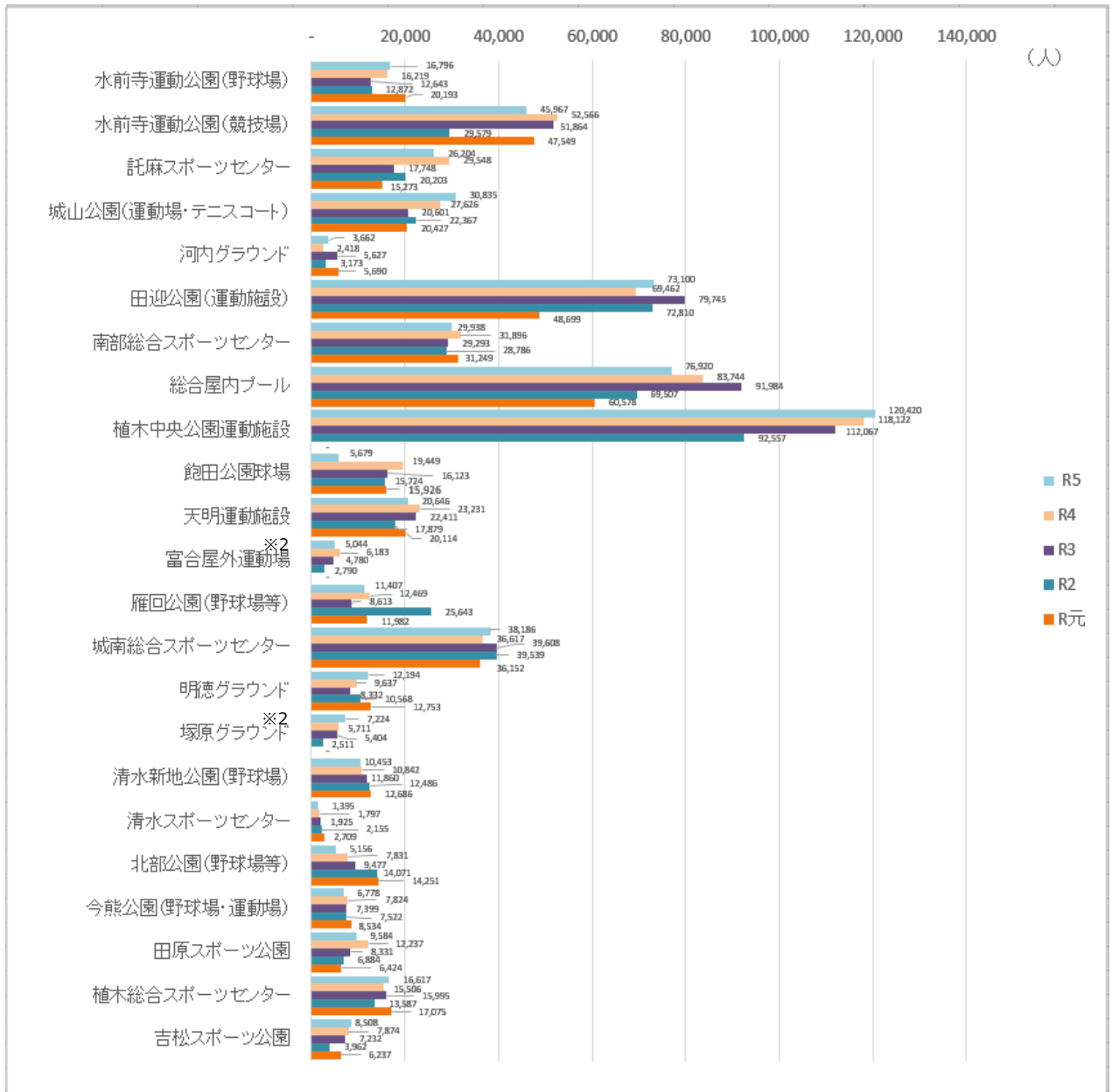
図表 プール利用者数の推移（令和元年度～令和5年度）



※1：震災の影響により平成30年度～令和4年4月30日まで一部休止または全期休止した施設

グラウンド等の令和5年度の利用者数は全体で約58万人です。施設別では、植木中央公園運動施設が約12万人で全体の21%を占めています。

図表 グラウンド等利用者数の推移（令和元年度～令和5年度）

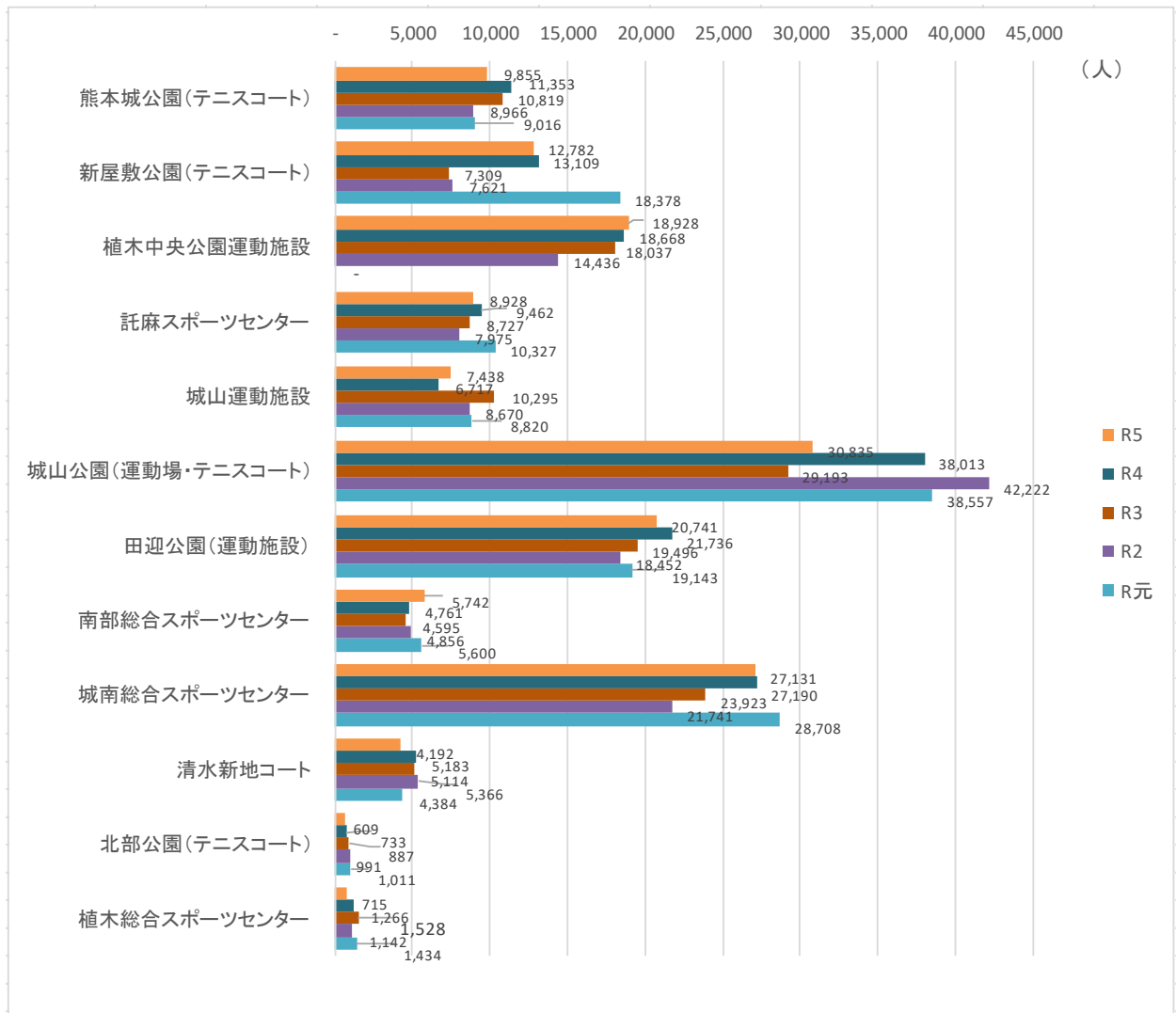


※1：高グラウンドを除く（利用者数を把握できないため）

※2：震災の影響により令和元年度に全期休止した施設（令和元年度まで仮設住宅用地として活用）

テニスコートの令和5年度の利用者数は全体で約15万人です。施設別では、城山公園（運動場・テニスコート）が約3万人で全体の21%を占めています。

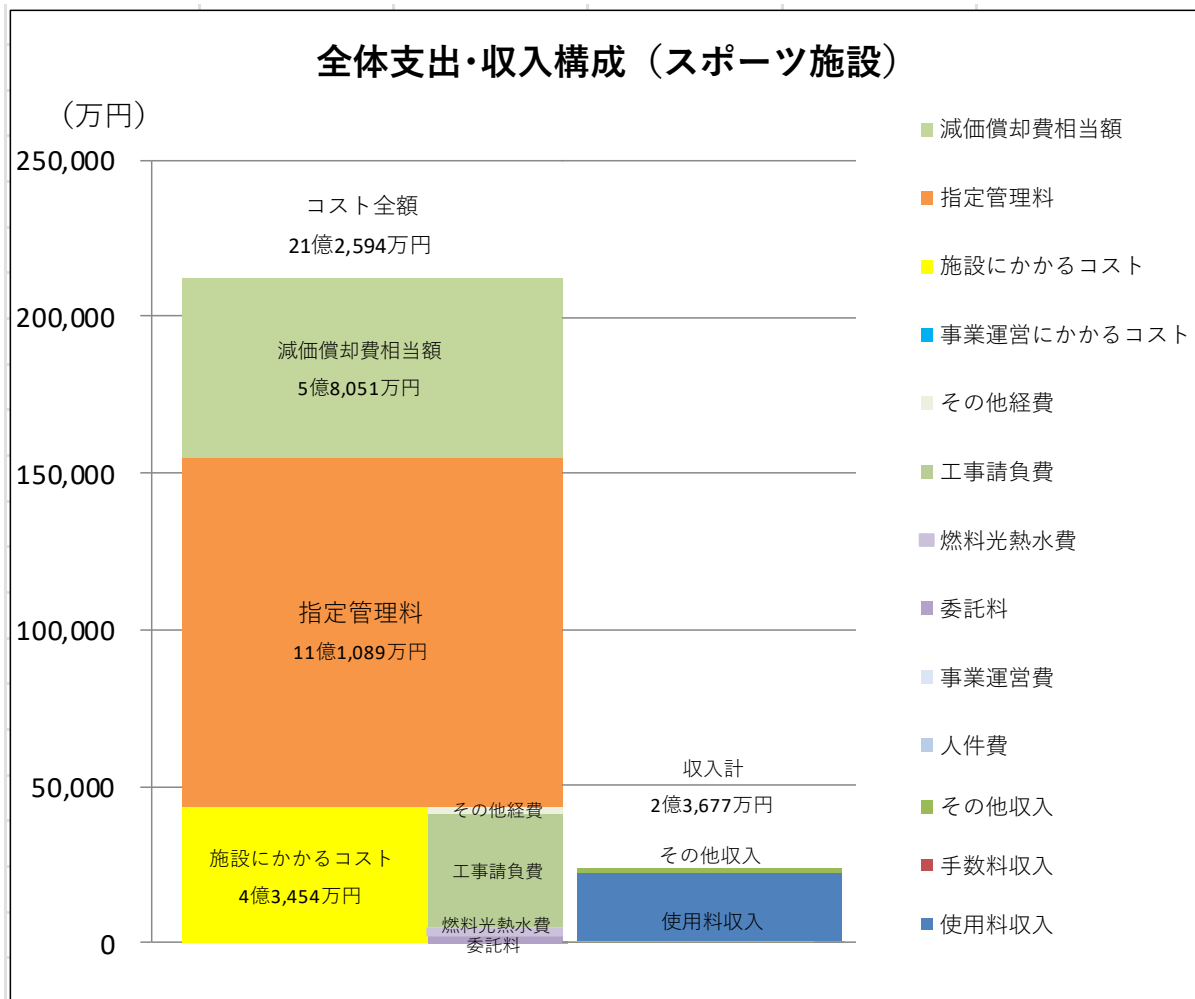
図表 テニスコート利用者数の推移（令和元年度～令和5年度）



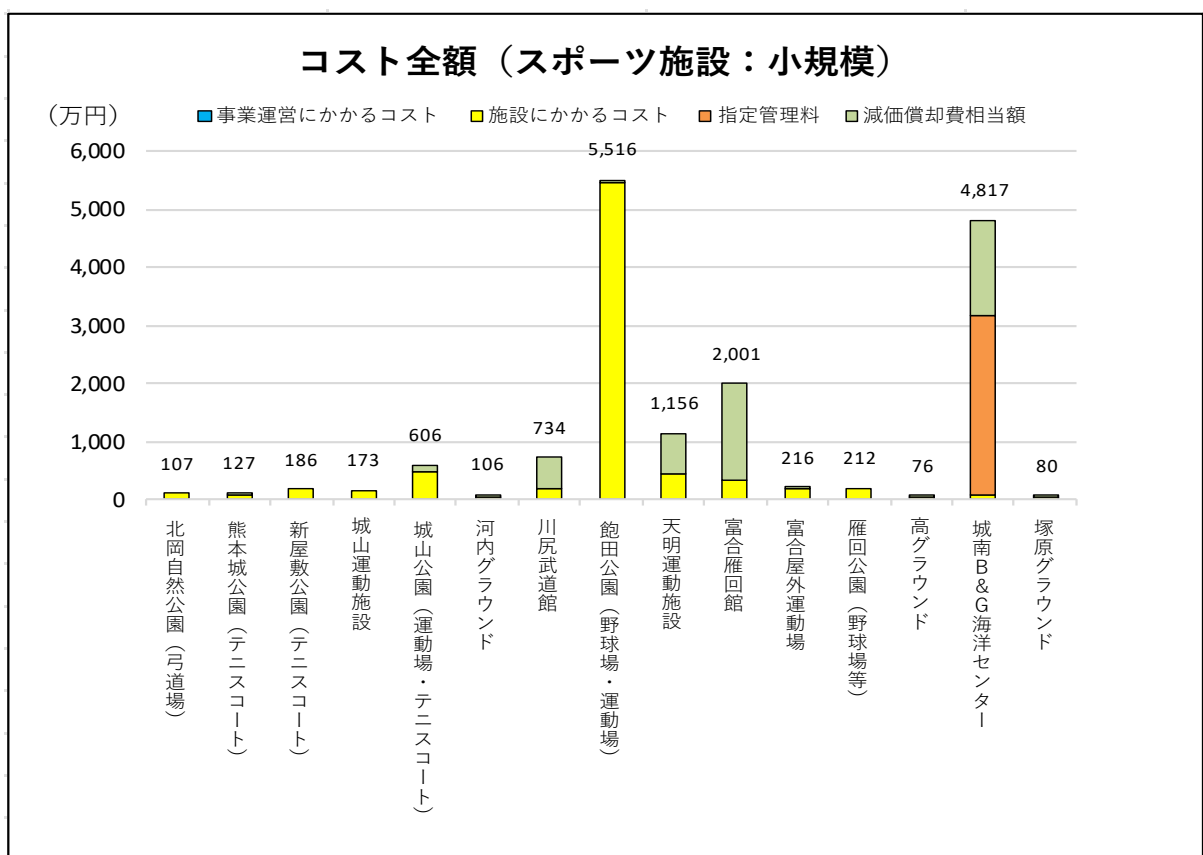
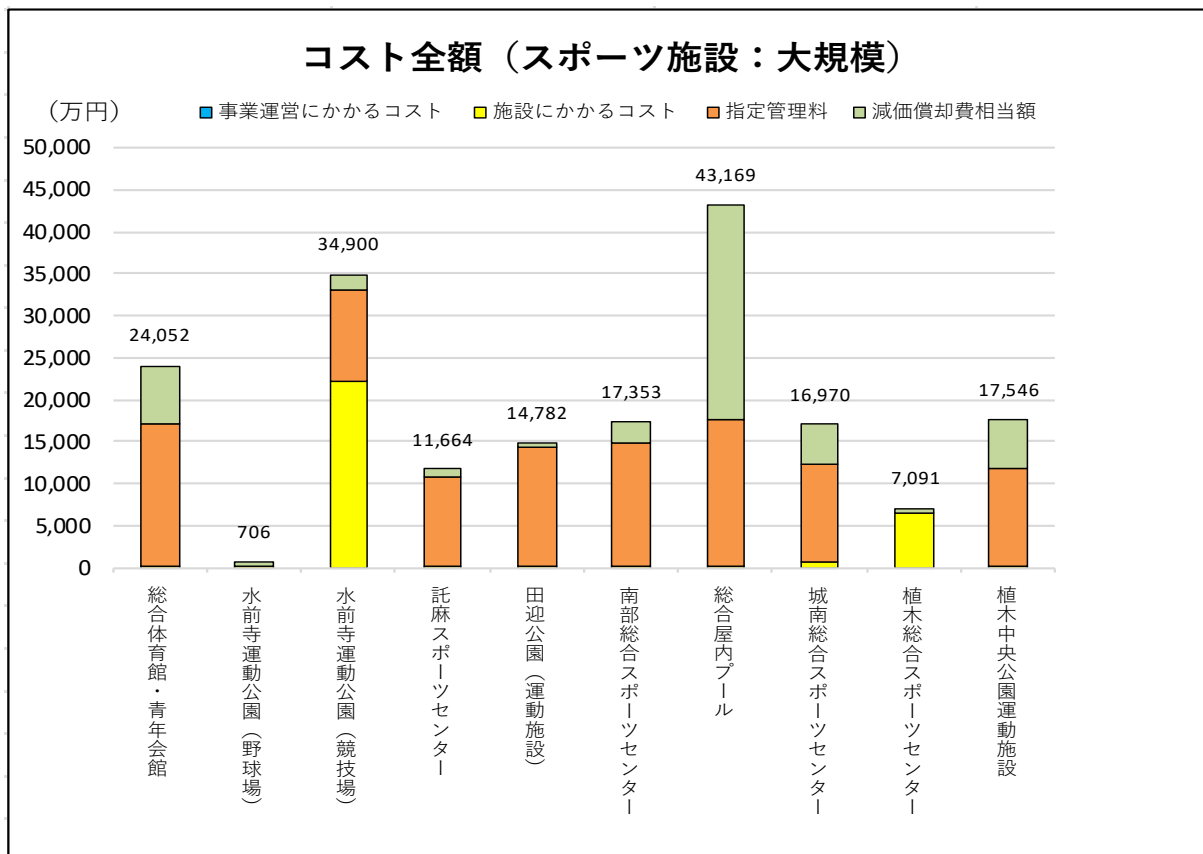
### ③ コスト状況

年間トータルコストは、21億2,594万円です。このうち、減価償却費相当額は5億8,051万円(27%)、指定管理委託料は11億1,089万円(52%)で、施設にかかるコストは4億3,454万円(20%)となっています。

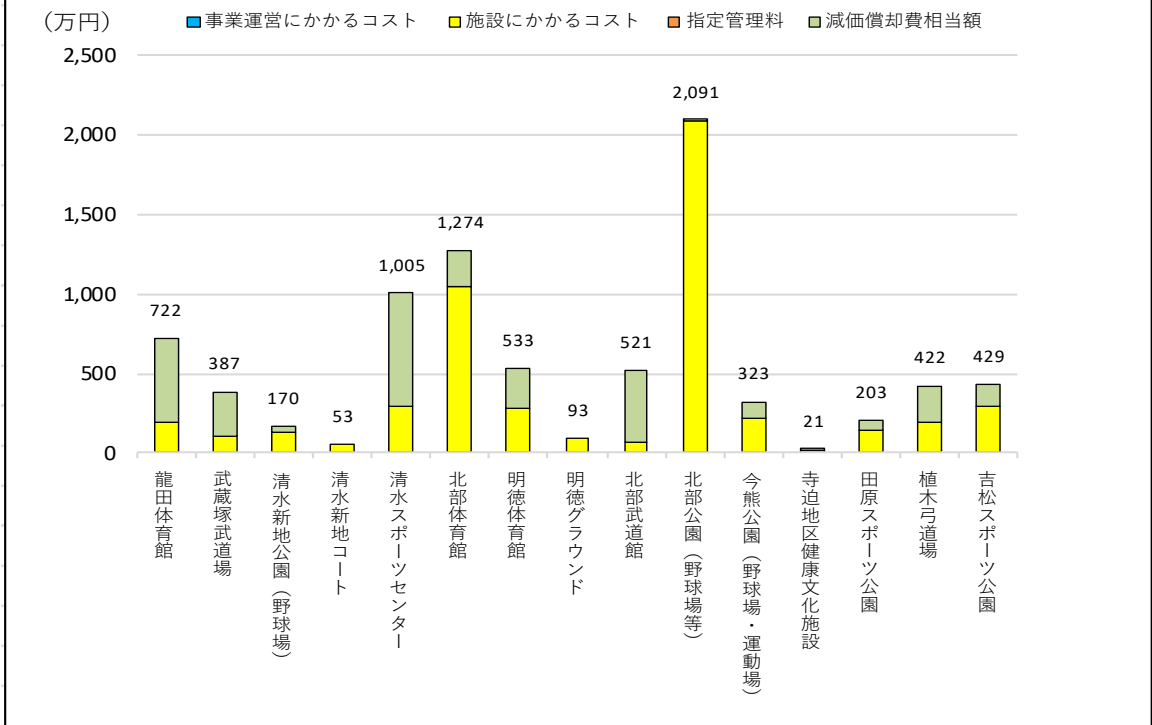
図表 全施設トータルコスト（令和5年度）



図表 施設別のコスト（令和5年度）



### コスト全額（スポーツ施設：小規模）



城南総合スポーツセンター

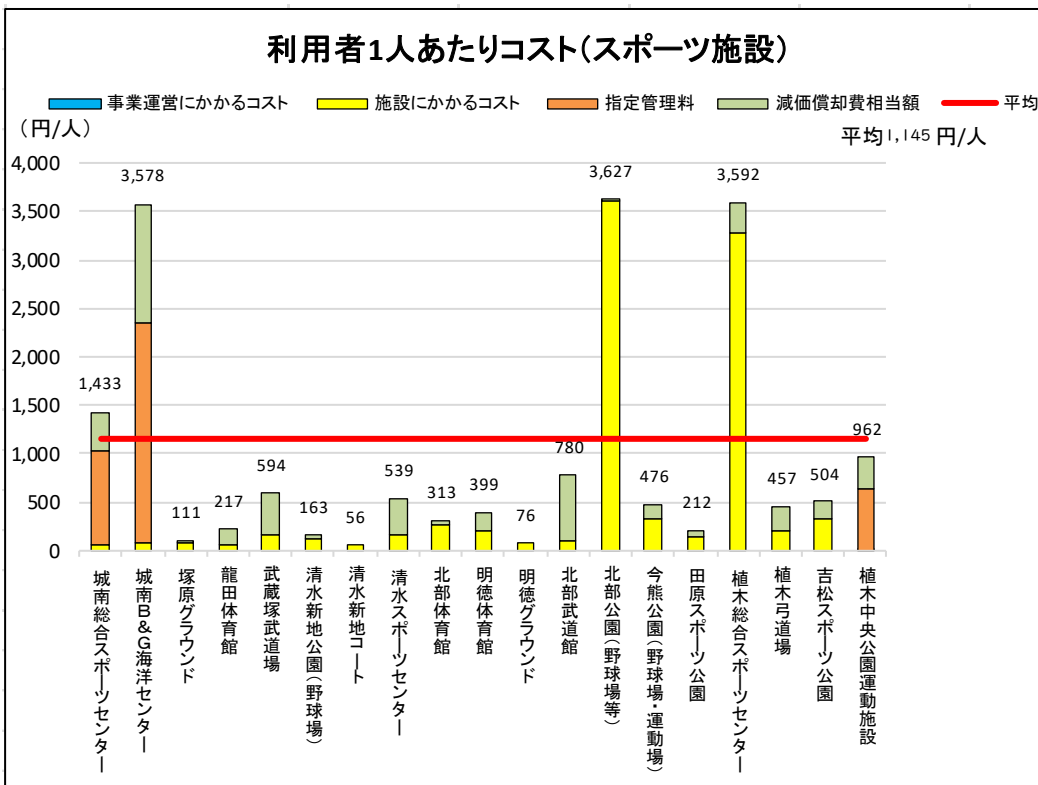
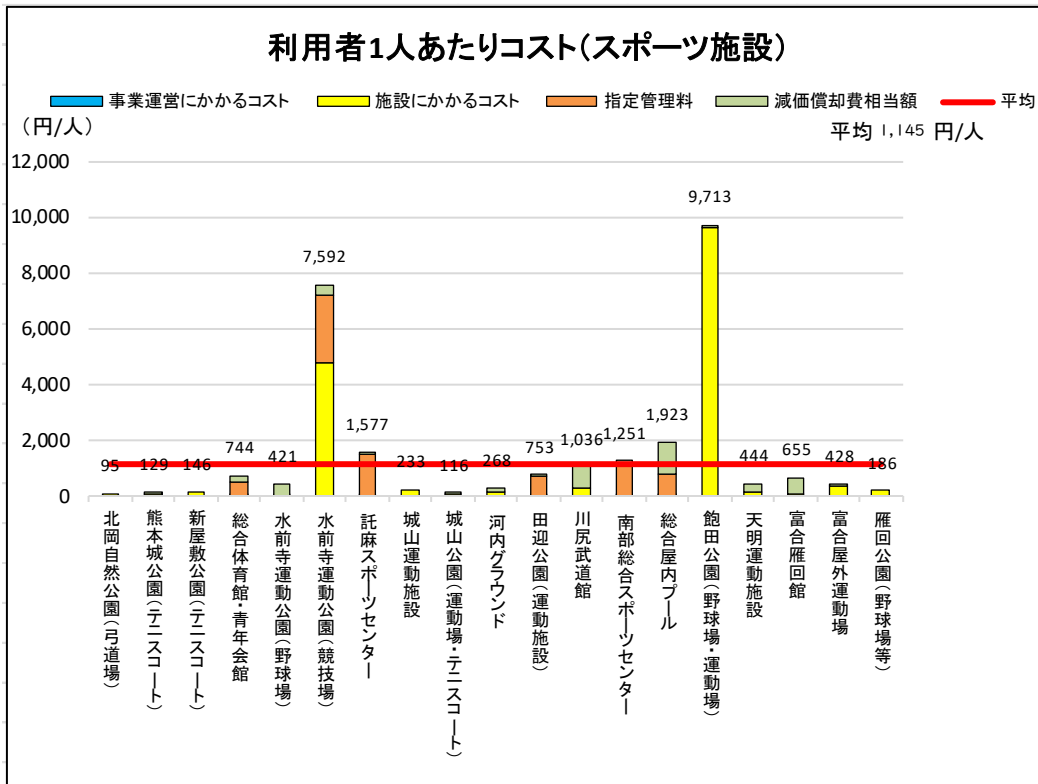


植木中央公園運動施設

④ 評価・分析

施設別の利用者1人あたりコストの平均は、1,145円/人です。

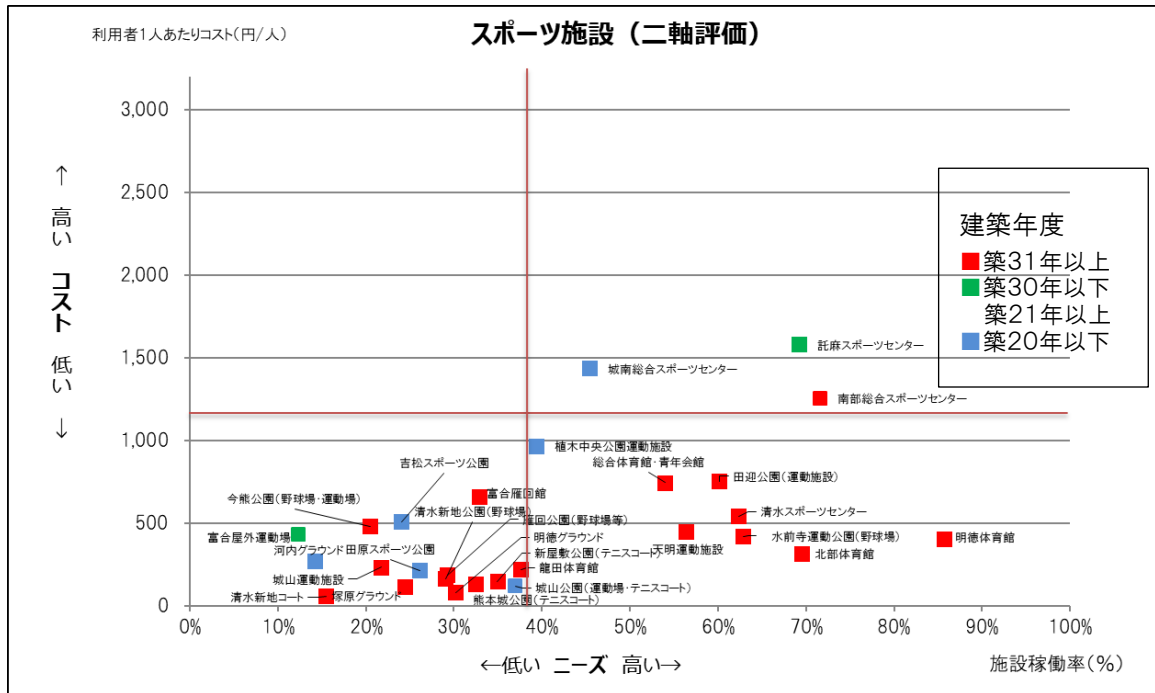
図表 施設別の利用者1人あたりコスト（令和5年度）



※ 無料開放等の理由で使用者数を把握できない施設（高グラウンド）を除く

横軸である施設稼働率の平均は 39%で、縦軸である利用者 1 人あたりコストの平均は 1,174 円です。

図表 二軸評価 (令和 5 年度)

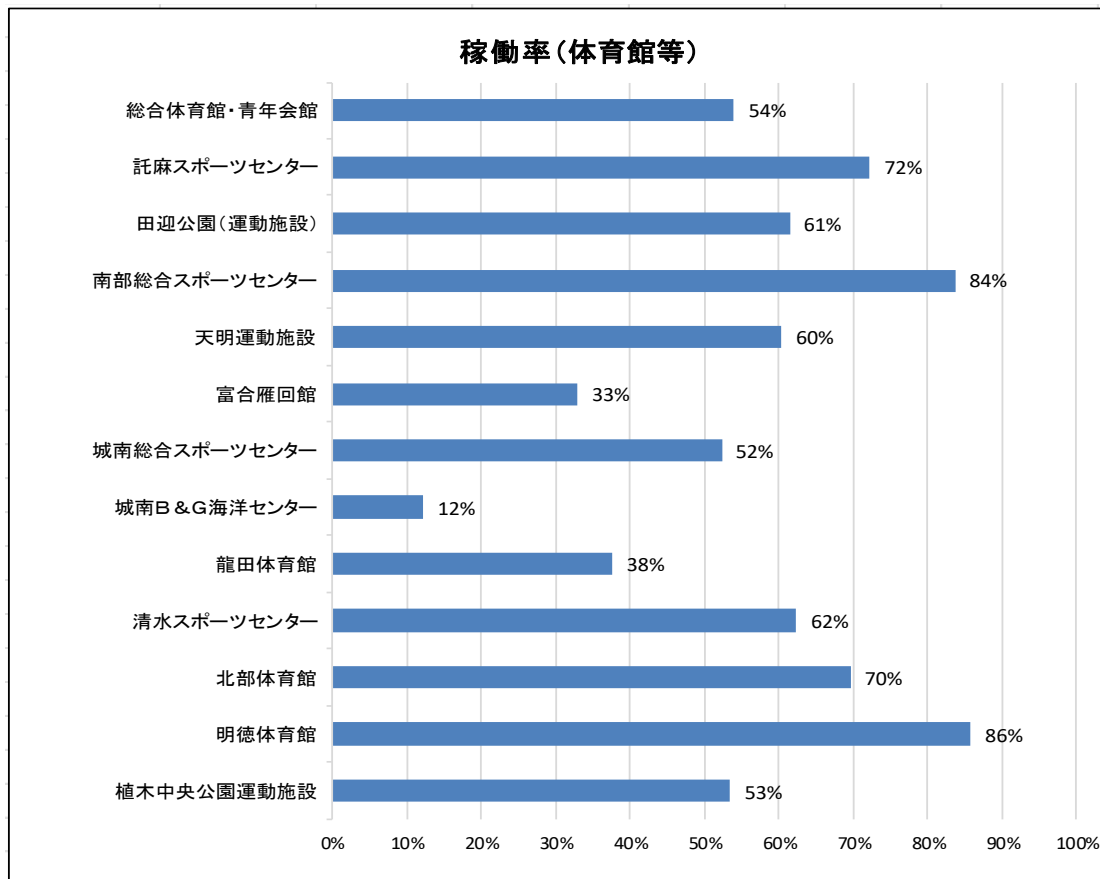


※上記の二軸評価については、利用者 1 人あたりコストと施設稼働率の両方又はいずれかが不明な施設（北岡自然公園（弓道場）、水前寺運動公園（競技場）、川尻武道館、総合屋内プール、高グラウンド、武蔵塚武道場、北部武道館、植木弓道場）を除外

⑤ 施設別の稼働率

令和5年度の稼働率は、施設別では、明德体育館が86%と最も高い水準である一方、12%しか利用されていない施設も存在します。

図表 体育館等施設別の稼働率（令和5年度）



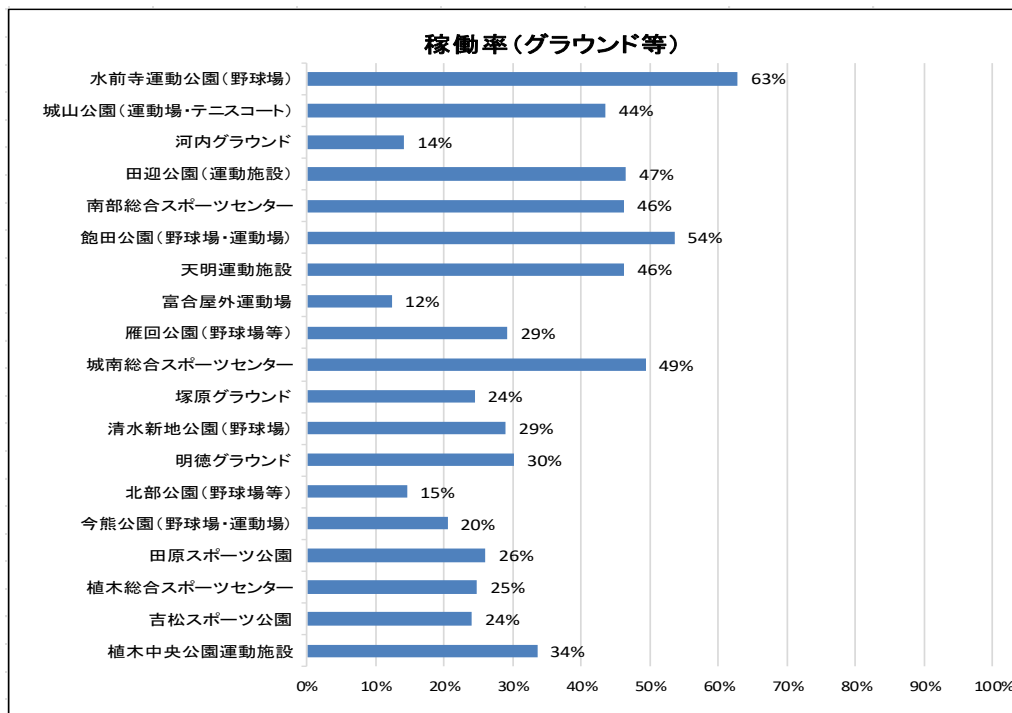
No	施設	稼働率	年間利用コマ数	年間空きコマ数	年間利用可能コマ数
1	総合体育館・青年会館	54%	56,207	47,897	104,104
2	託麻スポーツセンター	72%	21,833	8,392	30,225
3	田迎公園(運動施設)	61%	29,501	18,547	48,048
4	南部総合スポーツセンター	84%	33,486	6,554	40,040
5	天明運動施設	60%	16,900	11,102	28,002
6	富合雁回館	33%	9,232	18,770	28,002
7	城南総合スポーツセンター	52%	43,910	40,096	84,006
8	城南 B&G 海洋センター	12%	1,143	8,191	9,334
9	龍田体育館	38%	19,323	32,014	51,337
10	清水スポーツセンター	62%	8,730	5,271	14,001
11	北部体育館	70%	19,483	8,519	28,002
12	明德体育館	86%	12,006	1,995	14,001
13	植木中央公園運動施設	53%	44,924	39,082	84,006
平均		57%			

※ 次の施設は利用者数のみ把握しているため稼働率の表示なし

北岡自然公園（弓道場）、川尻武道館、武蔵塚武道館、北部武道館、植木弓道場

グラウンド等の令和5年度の稼働率は、施設別では、水前寺運動公園（野球場）が63%と最も高い水準である一方、12%しか利用されていない施設も存在します。

図表 グラウンド等施設別の稼働率（令和5年度）

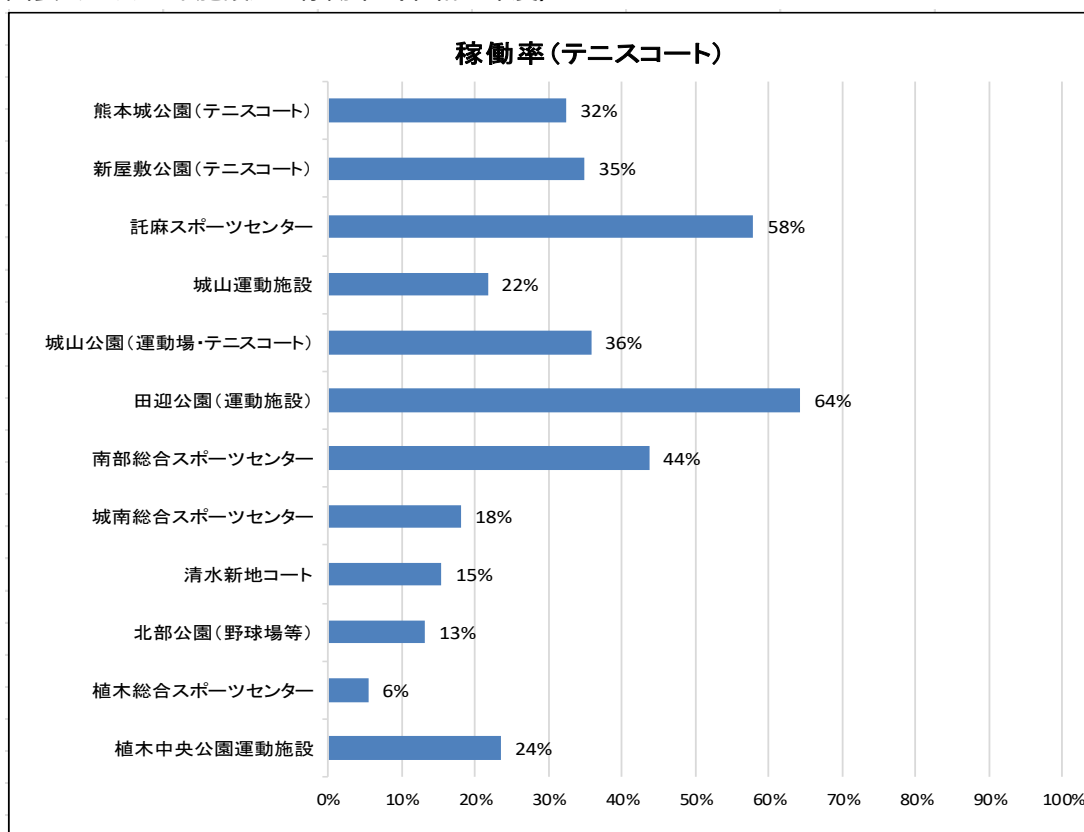


No	施設	稼働率	年間利用コマ数	年間空きコマ数	年間利用可能コマ数
1	水前寺運動公園(野球場)	63%	3,384	2,001	5,385
2	城山公園(運動場・テニスコート)	44%	2,346	3,039	5,385
3	河内グラウンド	14%	563	3,386	3,949
4	田迎公園(運動施設)	47%	4,300	4,940	9,240
5	南部総合スポーツセンター	46%	3,134	3,632	6,776
6	飽田公園(野球場・運動場)	54%	5,770	5,000	10,770
7	天明運動施設	46%	4,983	5,787	10,770
8	富合屋外運動場	12%	668	4,717	5,385
9	雁回公園(野球場等)	29%	3,784	9,140	12,924
10	城南総合スポーツセンター	49%	5,318	5,452	10,770
11	塚原グラウンド	24%	967	2,982	3,949
12	清水新地公園(野球場)	29%	3,126	7,644	10,770
13	明德グラウンド	30%	2,268	5,232	7,500
14	北部公園(野球場等)	15%	788	4,597	5,385
15	今熊公園(野球場・運動場)	20%	2,2076	8,563	10,770
16	田原スポーツ公園	26%	1,406	3,979	5,385
17	植木総合スポーツセンター	25%	2,678	8,092	10,770
18	吉松スポーツ公園	24%	1,298	4,087	5,385
19	植木中央公園運動施設	34%	1,084	2,147	3,231
平均		33%			

- ※ 屋外施設については雨天時も含めた全体の稼働率
- ※ 高グラウンドは無料開放であったことから稼働率が把握できないため稼働率の表示なし
- ※ 水前寺運動公園（競技場）は利用者数のみ把握しているため稼働率の表示なし

テニスコートの令和5年度の稼働率は、施設別では、田迎公園（運動施設）が64%と最も高い水準である一方、6%程度しか利用されていない施設も存在します。

図表 テニスコート施設別の稼働率（令和5年度）



No	施設	稼働率	年間利用コマ数	年間空きコマ数	年間利用可能コマ数
1	熊本城公園(テニスコート)	32%	4,192	8,732	12,924
2	新屋敷公園(テニスコート)	35%	6,525	12,143	18,668
3	託麻スポーツセンター	58%	4,670	3,390	8,060
4	城山運動施設	22%	4,054	14,614	18,668
5	城山公園(運動場・テニスコート)	36%	10,022	17,980	28,002
6	田迎公園(運動施設)	64%	10,293	5,723	16,016
7	南部総合スポーツセンター	44%	4,847	6,241	11,088
8	城南総合スポーツセンター	18%	15,564	70,342	85,906
9	清水新地コート	15%	2,001	10,923	12,924
10	北部公園(野球場等)	13%	427	2,804	3,231
11	植木総合スポーツセンター	6%	358	6,104	6,462
12	植木中央公園運動施設	24%	13,195	42,809	56,004
平均		31%			

※ 屋外施設については雨天時も含めた全体の稼働率

### 3) 既存計画の概要

#### ①「熊本市スポーツ都市宣言に関する決議」（平成 11 年 8 月 27 日市議会）

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなところと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしてまちを創ろう。

平成 11 年 8 月 27 日

熊本市議会

#### ②第 2 次熊本市生涯スポーツマスタープラン 2012-2021（平成 24 年 3 月）（抜粋）

##### 第 1 章 熊本市のスポーツを取り巻く環境

##### 1 スポーツの現状と課題

##### (1) スポーツを取り巻く環境

##### ア 国の動向

(ア) スポーツ立国戦略（平成 22 年 8 月）

(イ) スポーツ基本法（平成 23 年 6 月）

スポーツ振興法（昭和 36 年制定）を 50 年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めています。

##### イ 熊本県の計画

「熊本県スポーツ振興計画」では、誰もが、いつでも、どこでも生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを推進し、スポーツによる地域づくりと子どもたちの健全育成を図っていくことをスポーツの振興にあたっての基本理念としています。

##### ウ 熊本市の上位・関連計画

(ア) 熊本市総合計画（平成 21 年 3 月策定、平成 22 年 10 月改訂）

##### 第 5 章第 2 節「生涯を通じた学習・スポーツの振興」

〇だれもが、健康で、生涯にわたりスポーツに親しむことができるスポーツライフの実現に努めます。

① 地域スポーツの支援

② 競技力の向上

③ スポーツ施設の整備

④ コンベンションの誘致

(イ) 熊本市観光振興計画 湧々観光アクションプラン（平成 22 年 3 月策定）

基本方針の中で、観光客やコンベンションの誘致に取り組むとしており、その中で全国的・国際的なスポーツ大会・スポーツキャンプの誘致に努めることを事業の方向性として定めています。

(略)

##### (3) 課題の整理

##### オ スポーツ施設

① スポーツ施設の整備については、安全で利便性の高い、また、ユニバーサルデザインに対応した計画的な整備・改修を行っていく必要があります。

② 利用種目の拡充など市民ニーズへの対応には、既存のスポーツ施設の有効活用の推進とともに、県営や隣接する市町村等の公共スポーツ施設や民間スポーツ施設との連携について検討を行っていく必要があります。

③ スポーツ大会等の誘致に対しては、既存施設の特徴を最大限に活かすとともに、協議のルールに対応した器具の整備・購入等にあつては、検討を行っていく必要があります。

また新たな施設の整備についても、スポーツコンベンション推進の観点から検討を行っていく必要があります。

第2章 基本的事項

7 基本施策

基本施策5 スポーツ施設の整備・機能充実

市民のスポーツ活動を支え、スポーツ大会等が行えるようなスポーツ施設の整備・機能充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに対応した安全で快適な施設の充実に取り組んでいきます。

第3章 施策の展開

2 推進施策と各主体の役割

(5) スポーツ施設の整備・機能充実

ア スポーツ施設の機能充実・利便性の向上 ★【重点施策】

安全で快適に利用できるスポーツ活動の拠点施設として多様化する市民ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、既存スポーツ施設や学校体育施設などの利用目的に応じた有効活用を推進します。

また、子どもから高齢者、障がいのある人まで、多様な利用者の使用に対応していくため、既存の施設や設備については、市民誰もが安全に利用できるスポーツ施設となるよう、整備・改善に取り組みます。

新たなスポーツ施設の整備については、スポーツコンベンションを推進する観点から調査・研究に取り組みます。

さらに、スポーツ施設を訪れる利用者が安心して、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

【具体的な取り組み】

- 学校体育施設の夜間開放
- 学校体育館の分割借用
- 既存のスポーツ施設における受け入れ種目等の拡充
- ユニバーサルデザインに対応した施設の整備
- 新市基本計画に基づく運動施設等の拠点整備
- 利用者アンケートの実施
- 休館日・供用時間の検討 等

イ 熊本県・市町村公共施設案内予約システムの活用

広域的なスポーツ施設の有効活用を推進するため、インターネットを通じたスポーツ施設案内予約システムの活用に努めます。

【具体的な取り組み】

- 熊本県・市町村公共施設案内予約システムの運用 等

ウ スポーツ施設の維持管理

身近な施設が安全・快適に利用し続けることができるよう、スポーツ施設の適切な維持管理に努めます。

【各主体の役割】

主体		施策の成果向上に向けた主体別の取り組み
市民等	市民	<b>【する】</b> ○施設への要望・意見を積極的に行い、更なる利便性向上に協力します。 ○適正な利用に心がけ、様々な人たちとの交流の場として活用します。
	スポーツ団体 地域団体 NPO 事業者 等	<b>【ささえる】</b> ○施設の安全かつ適正な利用について、競技者に対して指導を行います。 ○団体等が所有する施設について、一般への開放など有効的に活用できるよう検討を進めます。
行政		<b>【ささえる】</b> ○既存設備の有効活用に努めます。 ○計画的な整備を行い長期的な施設の維持管理に努めます。 ○市民だれもが気軽に安心して利用できるよう、計画的な施設の整備や利便性の向上に努めます。

#### 4) 課題 総合管理計画における施設分野別方針

##### 【総括的事項】

- ・スポーツ施設については、施設の保有量や、県市の役割分担、多額の更新費用及び維持管理費用などの課題があることから、今後、スポーツ施設全体のあり方の検討を行います。

方針  
1

##### 資産総量の適正化

- ・利用状況やコスト状況等の調査・分析を行い、スポーツ施設のストック適正化計画（仮称）を策定し、計画的な施設の再編や施設総量の適正化に取り組みます。

方針  
2

##### 施設の長寿命化の推進

- ・スポーツ施設は、躯体に加え、多数の設備も有していることから、スポーツ施設全体のあり方を検討したうえで、個別長寿命化計画に沿って計画的な保全に取り組みます。

方針  
3

##### 施設運営に要する総コストの削減

- ・多数の施設を保有しており、順次、改修や更新時期が到来するため、必要となる多額の費用の平準化、抑制に努めます。
- ・多額の一般財源を投入している状況に鑑み、受益者負担についても随時見直しを行います。

## 5) 参考

### ① 県営施設

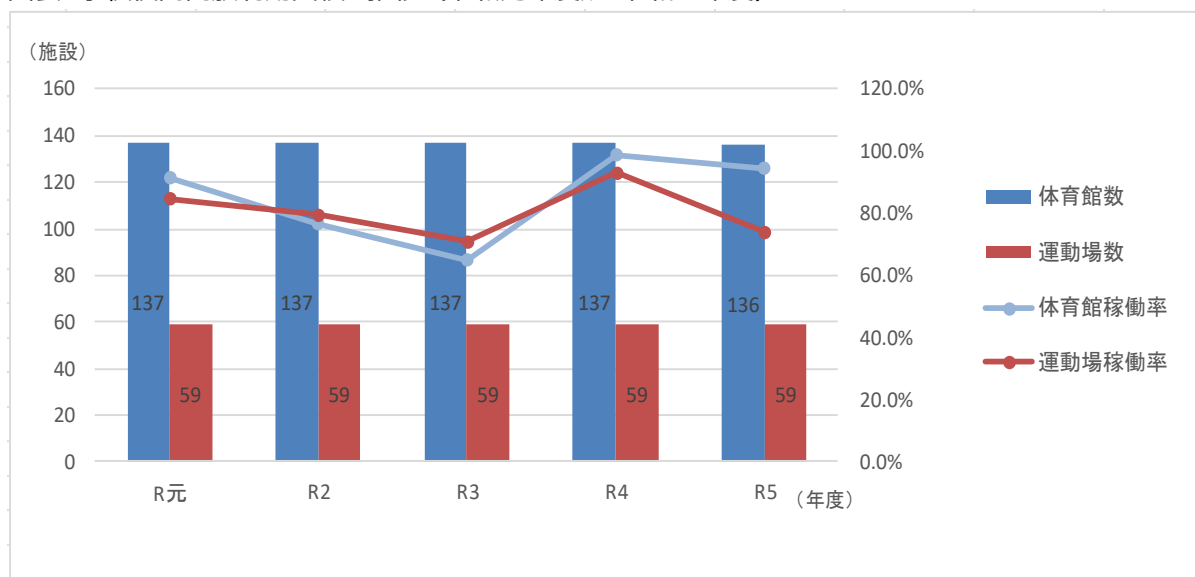
市内には、以下の県営施設が整備されています。配置状況は本市施設の配置図をご確認下さい。

施設名	所在地	建 物		建築年月日
		棟数	面積㎡	
熊本県民総合運動公園	熊本市東区石原町2丁目9-1	45	68,069.00	昭和52年3月31日
県立総合体育館	熊本市西区上熊本1丁目9番28号	2	15,717.40	昭和57年7月20日
藤崎台県営野球場	熊本市中央区宮内4-1	5	2,928.54	昭和35年10月15日
熊本武道館	熊本市中央区水前寺5丁目23番2号	1	3,143.00	昭和46年8月20日

### ② 学校の体育施設開放

本市では、夜間開放を実施している学校施設があります。令和元年度から令和5年度までの推移をみると、体育館、運動場ともに令和2年度および令和3年度は利用が減少したが、令和4年度は平成30年および令和元年を上回る水準となった。なお、令和5年度には再び減少に転じた。

図表 学校夜間開放利用実績の推移（令和元年度から令和5年度）



### ③スポーツ施設併設状況一覧（令和5年度）

熊本市では、スポーツ振興課所管のスポーツ施設以外にも下記のとおり公園施設等に併設された施設を有しています。

#### グラウンド等

施設名称	所管	運営形態	設置条例	数量 (面数)	面積 ㎡	休館日	利用可能 時間帯	使用料 (有料 無料)	利用実績(R5年度)			
									年間延 利用者 数	年間利用 可能コマ 数(A)	年間利 用コマ 数(B)	利用率 (B)/(A)
錦ヶ丘公園	東区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	1	5,200.0	年末年始	8:00～18:00	(無料)	20,679	3,590	1,814	50.53%
秋津中央公園	東区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	1	6,000.0	年末年始	8:00～18:00	(無料)	7,708	3,590	1,327	36.96%
川鶴団地公園	中央区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	1	3,450.0	年末年始	4～9月 8:00～18:00 10～3月 9:00～17:00	(無料)	945	3,580	77	2.15%
渡鹿公園	中央区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	1	6,760.0	年末年始	4～9月 6:00～18:00 10～3月 8:00～17:00	(無料)	33,464	4,223	1,890	44.75%
水前寺江津湖公園(庄口公園)	東区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	2	10,468.0	年末年始	3～4月 6:00～18:00 5月～9/15 6:00～19:00 9/16～10/15 6:00～18:00 10/16～2月 7:00～17:00	有料	45,354	8,492	3,066	36.10%
蓮台寺公園	西区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	1	6,000.0	年末年始	8:00～18:00	(無料)	13,067	3,600	1,775	49.31%
中島中央公園	西区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	1	6,400.0	年末年始	8:00～18:00	(無料)	23,371	3,630	2,148	59.17%
御幸中央公園	南区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	1	6,000.0	年末年始	8:00～18:00	(無料)	14,014	3,590	1,970	54.87%
小島公園	西区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	1	4,550.0	年末年始	8:00～18:00	(無料)	11,214	3,589	1,508	42.02%
坪井中央公園	中央区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	1	5,000.0	年末年始	8:00～18:00	(無料)	55,117	3,454	1,567	45.37%
柿原公園	西区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	1	6,900.0	年末年始	8:00～18:00	(無料)	12,949	3,600	1,065	29.58%
坪井川緑地(野球場)	みどり公園課(北区土木センター)	直営	熊本市都市公園条例	1	12,750.0	年末年始	3月～10/15 6:00～22:00 10/16～2月 7:00～22:00	有料	33,596	11,194	2,158	19.28%
坪井川緑地(グラウンド)	みどり公園課(北区土木センター)	直営	熊本市都市公園条例	1	14,000.0	年末年始	3月～10/15 6:00～22:00 10/16～2月 7:00～22:00	有料	20,121	11,194	1,809	16.16%

#### テニスコート

施設名称	所管	運営形態	設置条例	数量 (面数)	面積 ㎡	休館日	利用可能 時間帯	使用料 (有料 無料)	利用実績(R5年度)			
									年間延 利用者 数	年間利用 可能コマ 数(A)	年間利 用コマ 数(B)	利用率 (B)/(A)
清水公民館	北区役所清水まちづくりセンター	直営	熊本市公民館条例	1	800.0	月曜・年末年始	9:00～18:00	有料	2,298	2,763	782	28.30%
南部公民館	南区役所南部まちづくりセンター	直営	熊本市公民館条例	1	570.0	月曜・年末年始	9:00～17:00	有料	164	2,163	84	3.88%
秋津公民館	東区役所秋津まちづくりセンター	直営	熊本市公民館条例	2	1,139.2	月曜・年末年始	9:00～18:00	有料	701	5,544	251	4.53%
錦ヶ丘公園	東区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	3	2,000.0	年末年始	8:00～18:00	(無料)	23,773	10,770	9,403	87.31%
御幸中央公園	南区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	2	1,800.0	年末年始	8:00～18:00	(無料)	30,482	10,770	5,574	51.75%
八王寺中央公園	中央区土木センター	直営	熊本市都市公園条例	2	1,550.0	年末年始	4～9月 8:00～18:00 10～3月 9:00～17:00	(無料)	29,990	7,212	2,919	40.47%

施設名称	所管	運営形態	設置条例	数量 (面数)	面積 ㎡	休館日	利用可能 時間帯	使用料 (有料 無料)	利用実績(R5年度)			
									年間延 利用者 数	年間利用 可能コマ 数(A)	年間利 用コマ 数(B)	利用率 (B)/(A)
水前寺江津湖 公園(庄口公園)	東区土木セ ンター	直営	熊本市都市 公園条例	4	2,950.0	年末年始	3~4月 6:00~18:00 5~9月 15日 6:00~19:00 9/16~10/15 6:00~18:00 10/16~2月 7:00~17:00	有料	76,984	16,984	3,916	23.06%
坪井川緑地	みどり公園課 (北区土木セ ンター)	直営	熊本市都市 公園条例	4	2,800.0	年末年始	3月~10/15 6:00~22:00 10/16~2月 7:00~22:00	有料	54,320	22,388	11,243	50.22%

## (10) スポーツレクリエーション：レクリエーション・観光施設

### 1) 施設概要

本市のレクリエーション・観光施設は、6施設あります。総延床面積は約2万9千㎡で、市が保有する施設の1.1%を占めます。築年数の状況は、築31年以上の施設が4施設、築21年以上 築30年以下が1施設、築20年以下が1施設です。

#### ①施設一覧（令和6年4月1日現在）

No	名称	所在地	建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	棟数	備考
1	熊本城	中央区本丸1番1号	昭和35年	64	10,514.76	55	延床面積・棟数は重要文化財を除く。 建築年数は天守閣の築年数。
2	桜の馬場観光交流施設	中央区二の丸1番14	平成22年	14	3,301.36	6	平成22年度にPFI事業により整備。
3	動植物園	東区健軍5丁目14番2号	平成2年	34	13,366.55	67	園開設は昭和44年
4	金峰山自然の家	西区池上町3071番地5	令和6年	0	2,666.17	21	
5	峠の茶屋	西区河内町岳5番地4	昭和63年	36	200.64	6	
6	九州自然歩道利用拠点施設	西区河内町岳1192番地	平成13年	23	256.21	2	
合計					28,710.6	126	



熊本城



峠の茶屋



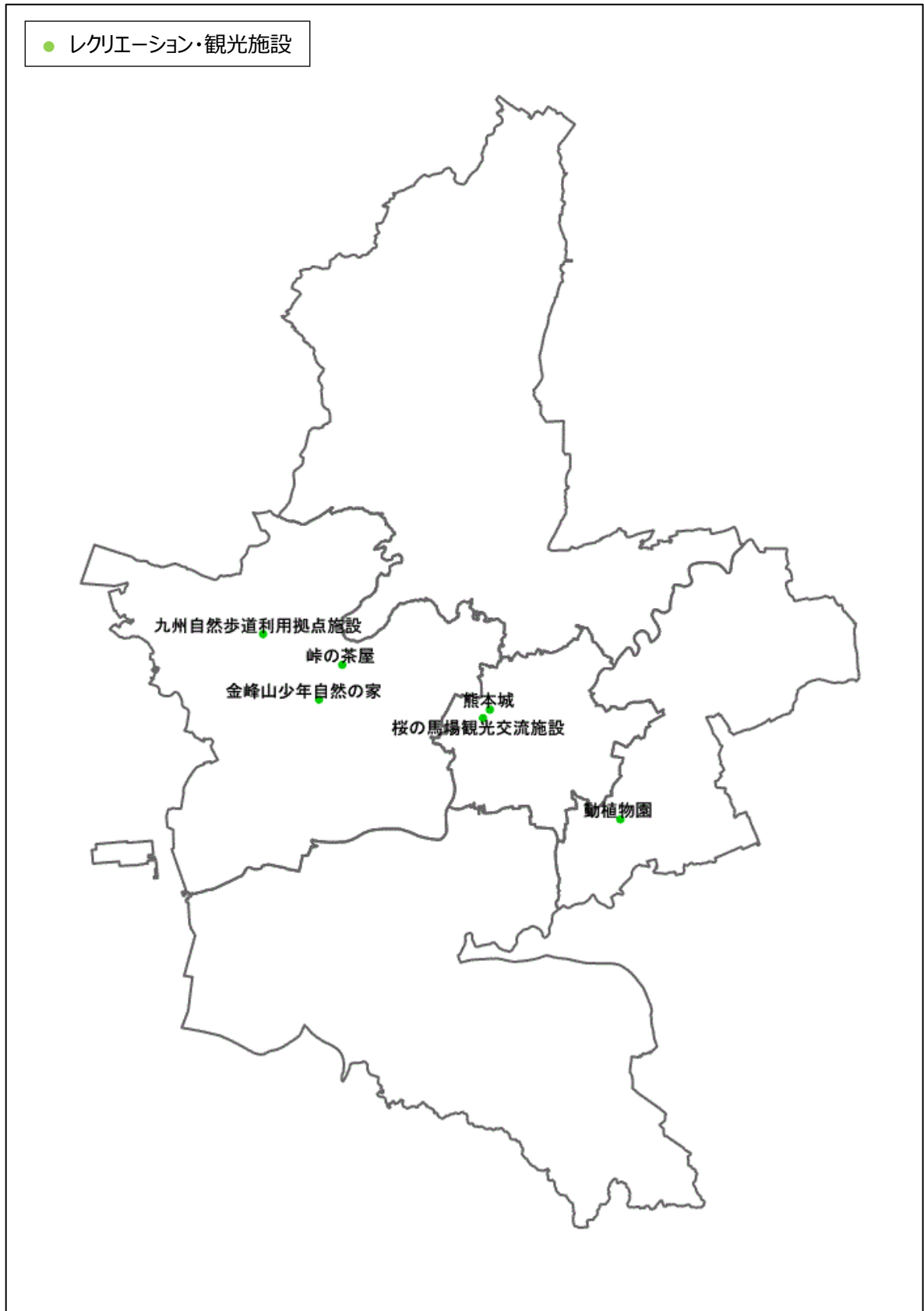
九州自然歩道利用拠点施設



桜の馬場観光交流施設

②配置状況

図表 施設配置図：全体（令和6年4月1日現在）



## 2) 実態把握

### ①運営状況（令和5年度）

No	名称	運営時間	休館日	運営日数	使用料 (有料、無料)	運営方法 (直営、指定管理)	備考
1	熊本城	9:00～17:00	12月29～31日	364	有料	直営	
2	桜の馬場 観光交流施設	8:30～22:00	12月29～31日	363	有料	指定管理 (利用料金)	駐車場については年中無休
3	動植物園	9:00～17:00	月曜日(祝日の場合は翌平日。ただし、第4月曜日は開園し、翌日休園)	312	有料	直営	
4	金峰山 少年自然の家		利用休止	0	無料	直営	
5	峠の茶屋	9:00～17:00	火曜日(火曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日)・年末年始	307	無料	直営	
6	九州自然歩道 利用拠点施設	9:00～18:00(4～9月) 9:00～17:00(10～3月)	年末年始	356	無料	指定管理	

### ②運営人員一覧（令和5年度）

No	名称	正職員 (人)	再任用職員 (人)	会計年度任用 職員 (人)	臨時職員 (人)	合計(人)
1	熊本城	27	3	9	0	31
2	桜の馬場 観光交流施設 ※	0	0	0	0	0
3	動植物園	41	5	24	0	70
4	金峰山 少年自然の家	0	0	0	0	0
5	峠の茶屋	0	0	3	0	3
6	九州自然歩道 利用拠点施設 ※	0	0	0	0	0

※指定管理者による管理施設



金峰山自然の家（ヤマガラビレッジ）



動植物園（花の休憩所）

### ③利用状況

以下のグラフは、各施設の平成 26 年度から令和 5 年度までの入場者数の推移です。平成 28 年熊本地震の影響により、熊本城及び旧細川刑部邸については、一時閉園しており、平成 28 年度の入場者数は地震前 14 日間の実績となっています。また、動植物園、九州自然歩道利用拠点施設についても、地震の影響により一時休館となりました。

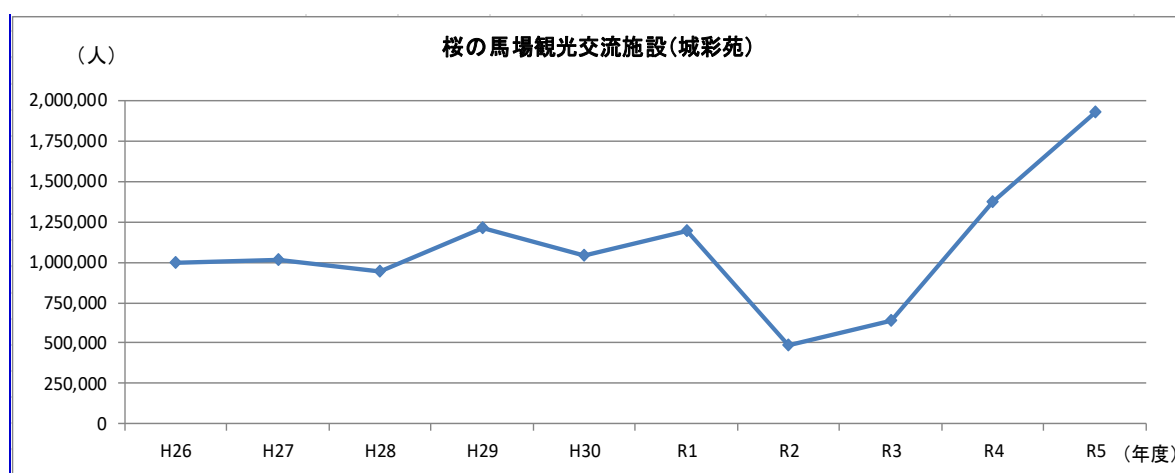
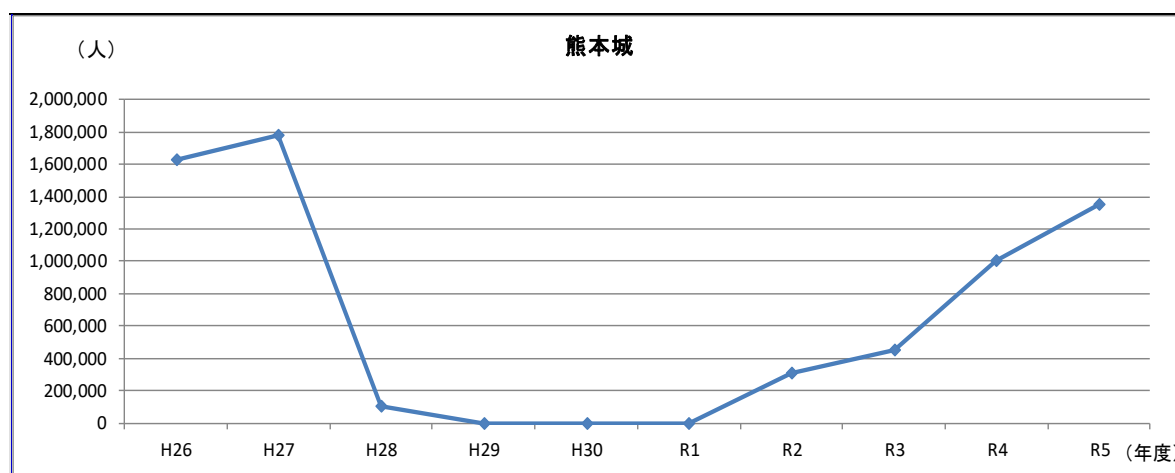
その後、動植物園は平成 30 年 12 月 22 日から全面開園し、熊本城についても令和元年 10 月 5 日から特別公開を開始しています。

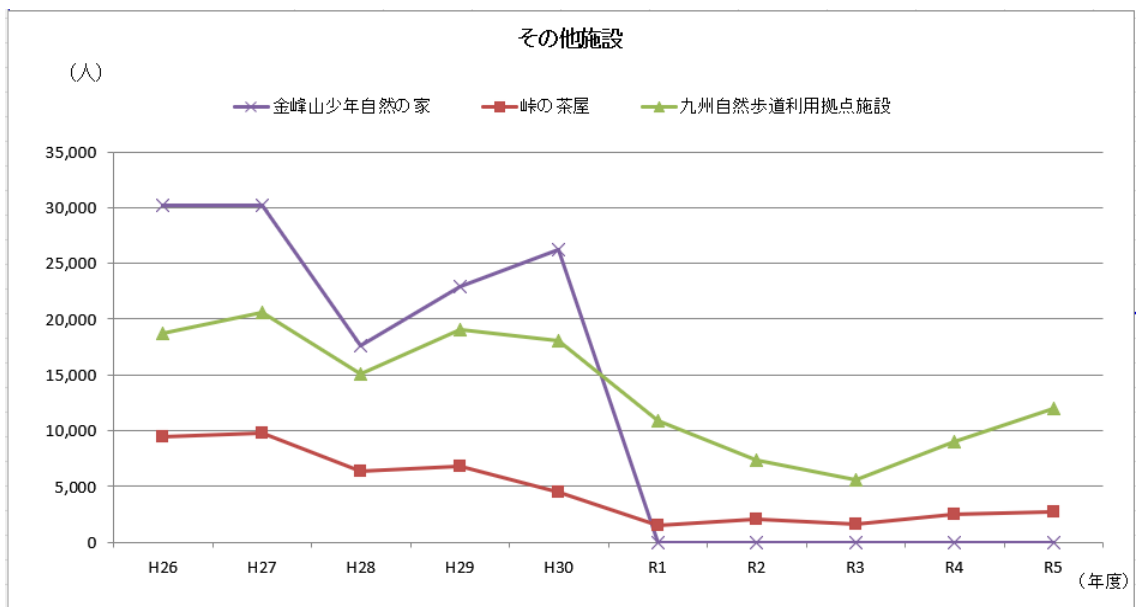
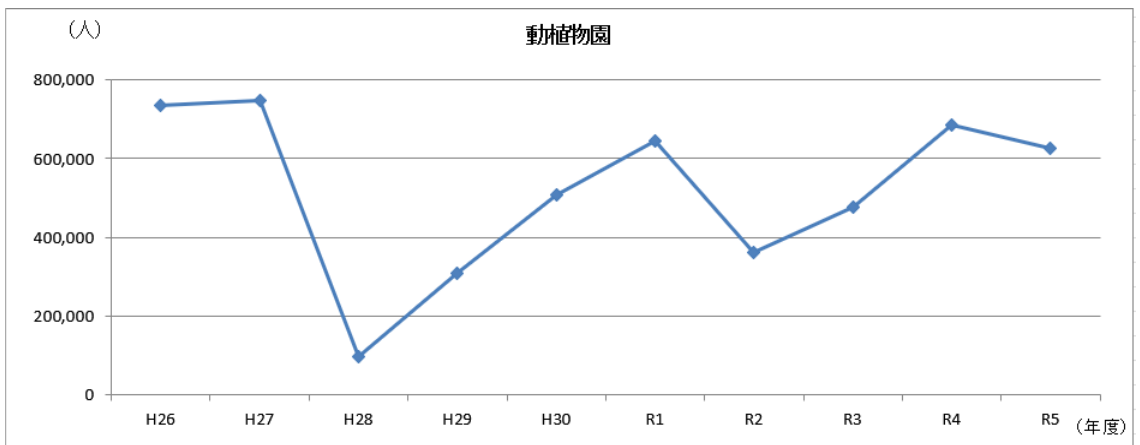
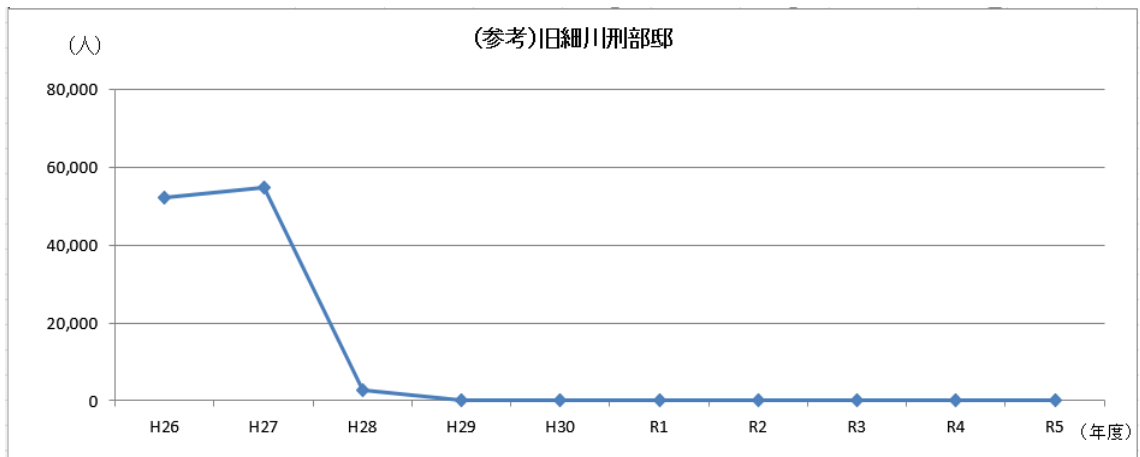
なお、金峰山少年自然の家は、地震による一時休館後に再開しましたが、屋根の不具合が判明し、令和元年度から利用者の受け入れを中止しました。現在、熊本市立金峰山少年自然の家新施設整備運営事業に着手し、令和 7 年 4 月の新施設供用開始を目指して、施設再建に取り組んでいます。

令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各施設休館・休園などの対応を行ったことにより、入場者数は大きく減少しました。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、全国都市緑化くまもとフェアの会場になった動植物園をはじめ、各施設入場者数が回復しています。

図表 観光施設等の入場者数推移（過去 10 年の入場者数）





④コスト状況

図表 施設別コスト一覧（令和5年度）

No	名 称	年間利用者数 (人)	全体コスト(円)			利用者1人あたりコスト(円)		
			支 出	収 入	使用料	支 出	収 入	使用料のみ
1	熊本城	1,353,520	1,207,324,651	1,045,488,069	824,430,769	892	772	609
2	桜の馬場観光交流 施設(わくわく座)	250,974	139,523,920	24,353,580	24,353,580	556	97	97
3	動植物園	625,264	990,447,978	385,586,657	329,258,690	1,584	617	527
4	金峰山 少年自然の家	-	-	-	-	-	-	-
5	峠の茶屋	2,733	5,793,507	217,384	201,650	2,120	80	74
6	九州自然歩道 利用拠点施設	12,026	10,694,839	41,157	0	889	3	-

### 3) 既存計画の概要

#### ①熊本城復旧基本計画

平成 28 年熊本地震により、熊本城は全域的に甚大な被害を受けました。その復旧には、国県等の関係機関との連携はもとより、市民・県民の皆様をはじめ、熊本城復旧を願う多くの皆様の力を結集して取り組んでいく必要があります。

「熊本城復旧基本計画」は、平成 28 年 12 月に策定した熊本城復旧の基本方針に基づき、石垣・建造物等をはじめ熊本城全体の復旧手順や復旧過程の公開など、復旧に係る具体的な方針、施策及び取り組みを体系的に定め、熊本城の効率的・計画的復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくために策定しました。

復旧基本計画の期間は 20 年と設定し、令和 4 年度までの 5 年間を短期、計画期間の終期までの 20 年を中期、100 年先の将来の復元整備完了までを長期として位置づけています。

短期 5 年の最終年度となる令和 4 年度に、事業主体としての自己点検を行い、この評価を有識者による検証委員会に諮りつつ、その助言を踏まえて改定作業を行いました。

計画の根幹となる基本方針は従来通りとした上で、より持続可能性の高い計画に向け、短期施策の達成状況や課題等を逐一検証し、当初計画期間の 20 年から 35 年への見直しを含めた計画に改定しました。

#### ②熊本市動植物園マスタープラン

熊本市動植物園では、「再編整備計画の見直し」、「江津湖との一体性の確保」、「施設の老朽化対策と魅力ある空間づくり」、「収支状況の改善」の 4 つの課題を踏まえ、また、令和 11 年（2029 年）に開園 100 周年を迎えるに当たり、市民や来園者の皆様に「愛され続ける」動植物園であるため、「動植物園のあるべき姿」を示し、その実現に向け中長期的な施設整備と運営方針を定めるため、令和 2 年（2020 年）3 月 31 日に「マスタープラン」を策定しました。

計画期間は令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年とし、短期整備目標においては、全国都市緑化くまもとフェアに向け、正面ゲートのリニューアルやトイレの洋式化、案内サインを始めとする優しさと魅力あふれる、来園者に優しい施設整備に取り組みました。また、中期整備目標においては、将来を見据えたエリア計画を策定し、開園 100 周年に向け、動植物の展示施設の整備を目指します。

#### 4) 総合管理計画における施設分野別方針

##### 【総括的事項】

- ・熊本城については、熊本地震により熊本城全域が被災したため、平成30年（2018年）3月に策定した熊本城復旧基本計画に基づき、効率的・計画的な復旧を着実に進めるとともに、復旧過程の戦略的な公開・活用に取り組み、観光資源としての早期再生を図ります。
- ・動植物園については、動植物園マスタープランに基づき動植物本来の生育環境をより感じられるよう動植物の一体的な展示に取り組みるとともに、江津湖との調和を目指した整備を進め、誰もが楽しめる施設を目指します。

方針  
1

##### 資産総量の適正化

- ・金峰山少年自然の家の建替えに伴い、森林学習館の機能を少年自然の家に移転・集約することにより、全体として延床面積の削減に取り組みます。

方針  
2

##### 施設の長寿命化の推進

- ・熊本城や動植物園は、本市の観光振興の拠点ですが、老朽化した建築物や設備が見受けられることから、適切な維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図るとともに利便性の向上に努めます。

方針  
3

##### 施設運営に要する総コストの削減

- ・この分野の施設については、引き続き、受益者負担の考え方のもと、使用料の適正化や運営手法の見直しによって、収支ギャップを埋める取組を進めます。

5) 参考：観光施設等における財源確保の取り組み

本市では、施設の整備や運営において、さまざまな形で財源確保に努めています。熊本城及び動植物園で、これまで取り組んだ事例は以下のとおりです。

事業名	概要	金額
第Ⅰ期熊本城復元整備に伴う一口城主募金 (平成10年度～平成18年度)	1万円以上の寄付をされた方を「一口城主」とし、「城主証」をお送りするとともに、天守閣に「芳名板」を掲示。熊本城復元整備事業に充当。	12億656万5,996円
蘇る名城 くまもと市民債 (住民参加型市場公募債) (平成15年度～平成19年度)	20歳以上で市内在住または勤務、及び市内に営業拠点のある会社等の法人に対し一人5万円から100万円までを限度額とし、特典として、購入者のうち希望者には「お礼状」の送付と「永代帳」への氏名の記載。熊本城復元整備事業に充当。	19億1千万円
第Ⅱ期熊本城復元整備に伴う一口城主募金 (平成20年度～熊本地震前)	1万円以上の寄付をされた方を「一口城主」とし、「城主証」「城主手形」をお送りするとともに、天守閣に「芳名板」を掲示。熊本城復元整備事業に充当。	6億628万2,120円
復興城主 (平成28年11月1日～)	1回につき1万円以上の寄附をされた方を「復興城主」とし、「城主証」をお送りするとともに、デジタル芳名板にお名前を登録。熊本城復元整備基金に積み立て、熊本城の復旧・復元のための財源に充当。	32億3,302万5,916円 (令和6年3月末現在)
熊本城災害復旧支援金 (平成28年4月21日～)	熊本城復元整備基金に積み立て、熊本城の復旧・復元のための財源に充当。この支援金には、返礼品等はなし。	26億298万770円 (令和6年3月末現在)
動物サポーター制度 (平成17年度～令和2年度) ※熊本地震発生から全面開園までの間は休止しており、平成30年12月22日より再開	高校生以上:1口2,000円、中学生以下:1口1,000円、団体:1口10,000円とし、登録期間は1年間。 特典(団体を除く)として、「動物サポーター会員証」の発行、高校生以上は入園無料、中学生以下は遊具1機種無料、動物サポーターズデーの参加。動植物園の動物のエサ代に充当。	3,545万3千円 (令和3年3月31日現在)
動植物園復興応援サポーター制度 (平成29年2月25日～平成30年12月21日)	個人:1口5,000円以上、団体:1口20,000円以上の寄付をされた方を対象に、職員手作りの記念品を進呈(個人のみ)、サポーターイベントのご招待、園内にて芳名版掲示の特典を付与。動植物園の復旧のための財源に充当。	3,775万4千円 (平成30年12月21日現在)
動植物園開園100周年記念サポーター制度 (令和3年4月1日～)	個人:2,000円以上(ブロンズ会員)・10,000円以上(ゴールド会員)、企業・団体:100,000円以上、提案型支援(役務・物品等):年間100,000円相当以上とし、登録期間は1年間。 特典として、個人は入園無料、加えてゴールド会員は、サポーターズデーへの参加、記念品贈呈、希望者は、動植物園ホームページに氏名掲載、感謝状贈呈(100,000円以上の寄付)。企業・団体は、動植物園のホームページ等に企業・団体名及び広報・支援の内容を配信、希望者は感謝状の贈呈。令和4年度は、園の運営や施設の改修等に充当。	2,886万8,914円 (令和5年3月31日現在)

## (11) 産業系施設

### 1) 施設概要

本市の産業系施設は、13 施設あります。総延床面積は約 5 万 4 千㎡で、市が保有する施設の 2.1% を占めます。築年数の状況は、築 31 年以上の施設が 5 施設、築 21 年以上築 30 年以下が 3 施設、築 20 年以下が 5 施設です。

#### ①施設一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在）

##### ア) 貸館業務等を実施している施設

No	名 称	所 在 地	建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	保有機能			
						会議室	ホール 展示場	和室	その他
1	くまもと森都心プラザ	西区春日1丁目14番1号	平成 23 年	13	9,568.37	○	○		○
2	勤労者福祉センター	中央区黒髪3丁目3番12号	昭和 57 年	42	1,422.37	○	○	○	○
3	食品交流会館	北区貢町 581 番地 2	平成 9 年	27	2,280.85	○	○		○
4	流通情報会館	南区流通団地 1 丁目 24 番地	平成元年	35	6,943.00	○	○		○
5	くまもと工芸会館	南区川尻 1 丁目 3 番 58 号	平成 3 年	33	1,646.14	○	○		○
合計					21,860.73				

##### イ) その他施設

No	名 称	所 在 地	建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	備 考
6	競輪場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 1 号	昭和 55 年	44	16,519.03	地震の影響により自場開催なし
7	競輪場(選手宿舍)	中央区水前寺 4 丁目 33 番 42 号	平成 6 年	30	2,996.28	自場開催がないため休館中
8	事業内高等職業訓練校	中央区南熊本 3 丁目 8 番 16 号	平成 22 年	14	225.20	※職業訓練(和裁・フラワー)
9	職業訓練センター	西区花園 7 丁目 19 番 10 号	昭和 54 年	45	2,960.88	職業能力開発訓練等実施
10	水産振興センター	西区沖新町船場 4956 番地	平成 19 年	17	383.00	のり養殖等水産業支援のための指導等施設
11	河内農村運動広場	西区河内町白浜 2191 番地 9	平成 13 年	23	29.86	農業従事者の研修及び交流活動等のための施設
12	城南地域物産館	南区城南町坂野 65 番地 1	平成 25 年	11	561.46	
13	植木地域農産物の駅	北区植木町岩野 160 番地 1	平成 28 年	8	1,123.56	
合計					24,799.27	



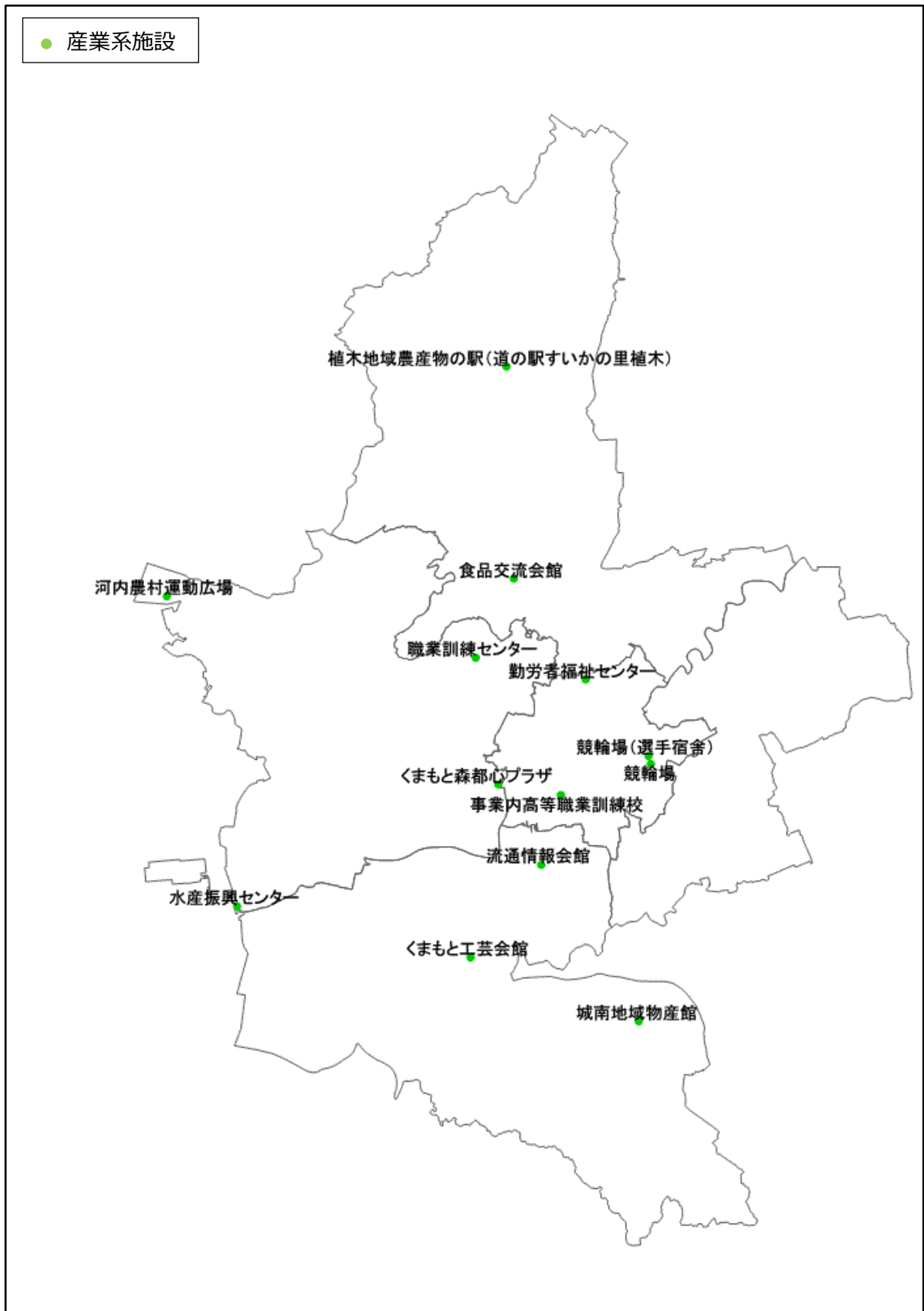
くまもと森都心プラザ



職業訓練センター

②配置状況

図表 施設配置図：全体（令和6年4月1日現在）



## 2) 実態把握

### ①運営状況（令和5年度）

#### ア) 貸館業務等を実施している施設

No	名称	運営時間	休館日	運営日数	入館料	会議室等使用料	運営方法	備考
1	くまもと森都心プラザ	9:00～22:00 9:30～20:00	毎月第3水曜日(当該水曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日)・年末年始 ※図書館については、特別整理日	348 342	無料	有料	指定管理(利用料金)	複合施設:ホール・図書館 運営時間・運営日数 : 上段(ホール) 下段(図書館)
2	勤労者福祉センター	9:00～21:00	第2、第4月曜日(当該月曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日)・年末年始	336	無料	有料	指定管理(利用料金)	
3	食品交流会館	9:00～21:30	第1、第3月曜日(当該月曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日)・年末年始	337	無料	有料	指定管理(利用料金)	
4	流通情報会館	9:00～22:00	第1、第3月曜日(当該月曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日)・年末年始	337	無料	有料	指定管理(利用料金)	
5	くまもと工芸会館	9:00～21:00	月曜日(当該月曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日)・年末年始	307	無料	有料	指定管理(利用料金)	

#### イ) その他施設

No	名称	運営時間	休業日等	運営日数	入場料等	運営方法	備考
6	競輪場	9:45～21:00	不定	346	無料	直営	地震の影響により自場開催なし
7	競輪場(選手宿舎)	—	—	—	—	直営	自場開催がないため休館中
8	事業内高等職業訓練校	8:30～21:45	日曜日・祝日・年末年始	294	—	指定管理(利用料金)	
9	職業訓練センター	8:30～21:45	日曜日・祝日・年末年始	294	—	指定管理(利用料金)	
10	水産振興センター	8:30～17:15	土曜日・日曜日・祝日・年末年始	247	—	直営	
11	河内農村運動広場	6:00～日没	年末年始	359	—	直営	
12	城南地域物産館	9:00～18:30	第2水曜日(当該水曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日)・1月1日・2日・3日	351	無料	指定管理(利用料金)	
13	植木地域農産物の駅	9:00～18:30	第3木曜日(当該木曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日)・1月1日・2日・3日	356	無料	指定管理(利用料金)	



流通情報会館

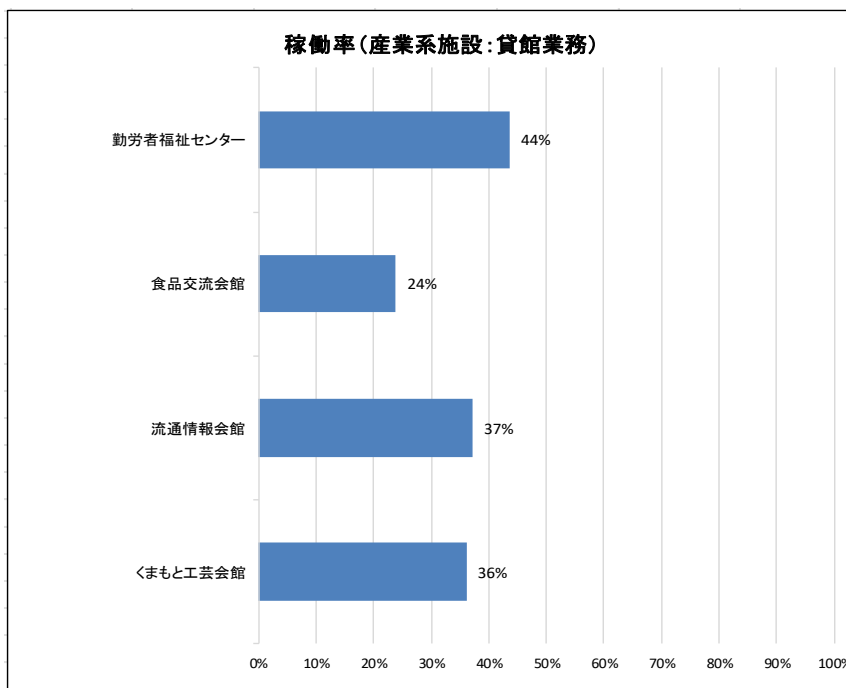
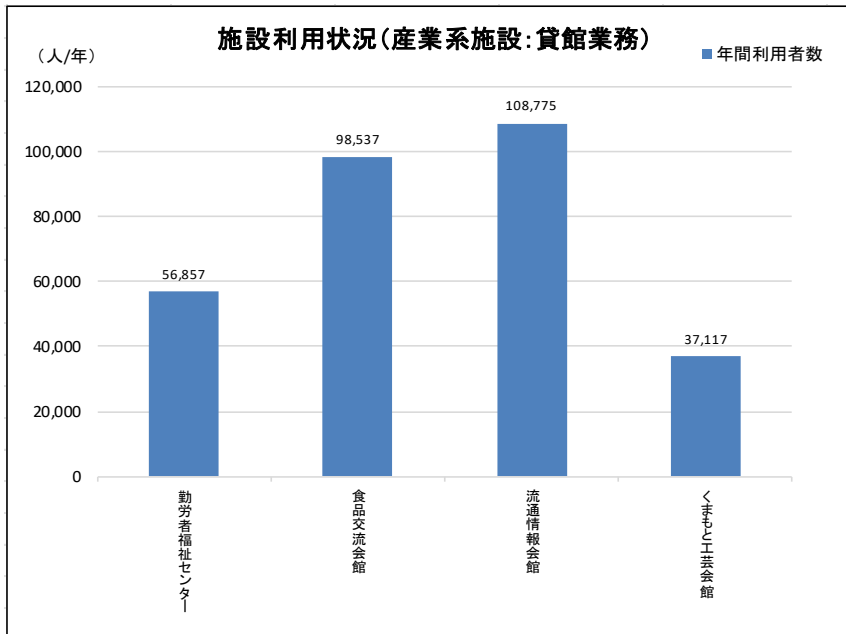


食品交流会館

②利用状況（令和5年度実績）

ア) 貸館業務等を実施している施設

令和5年度施設利用状況



※ くまもと森都心プラザについては、文化施設（会館ホール）と図書館の分野で記載します。

No	施設	稼働率	年間利用コマ数	年間空きコマ数	年間利用可能コマ数
1	勤労者福祉センター	44%	7,795	10,084	17,879
2	食品交流会館	24%	1,530	4,873	6,403
3	流通情報会館	37%	3,260	5,502	8,762
4	くまもと工芸会館	36%	1,330	2,354	3,684
平均		35%			

イ) その他施設

競輪場

	単位	R元	R2	R3	R4	R5
開催日数	日	22	19	22	25	25
入場者数	人	5,945	4,063	4,501	4,333	4,467
1日あたり入場者数	人/日	270	214	205	173	179
収入のうち車券発売金	百万円	8,779	9,590	11,571	12,619	13,520
支出のうち一般会計繰出金	百万円	200	100	200	200	200

※熊本地震により令和元年度～令和3年度は久留米競輪場にて開催。

※令和4年度は久留米競輪場と武雄競輪場にて開催。

※令和5年度は久留米競輪場と小倉競輪場、武雄競輪場にて開催。

事業内高等職業訓練校・職業訓練センター

	単位	R2	R3	R4	R5
事業内高等職業訓練校(生徒数)	人	50	34	32	32
事業内高等職業訓練校(延人数)	人	296	5,344	2,792	3,144
職業訓練センター(利用者数)	人	31,256	30,272	31,501	31,239

※上記職業訓練センターの利用者には催事等の参加者数は含みません。

河内農村運動広場

	単位	R3	R4	R5
河内農村運動広場	人	3,640	2,470	2,280

城南地域物産館・植木地域農産物の駅

	単位	R3	R4	R5
城南地域物産館	人	152,712	156,790	168,048
植木地域農産物の駅	人	231,578	260,742	273,223

※水産振興センターは一般の利用がないことから利用状況は記載していません。



植木地域農産物の駅 (道の駅 すいかの里植木)

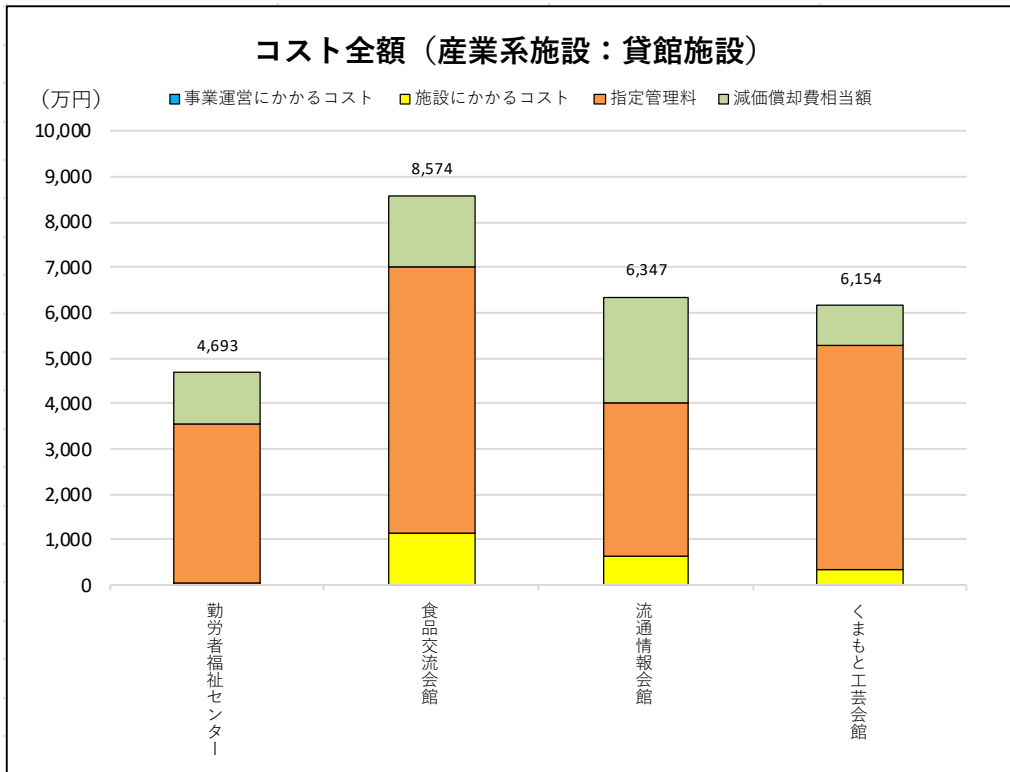


水産振興センター

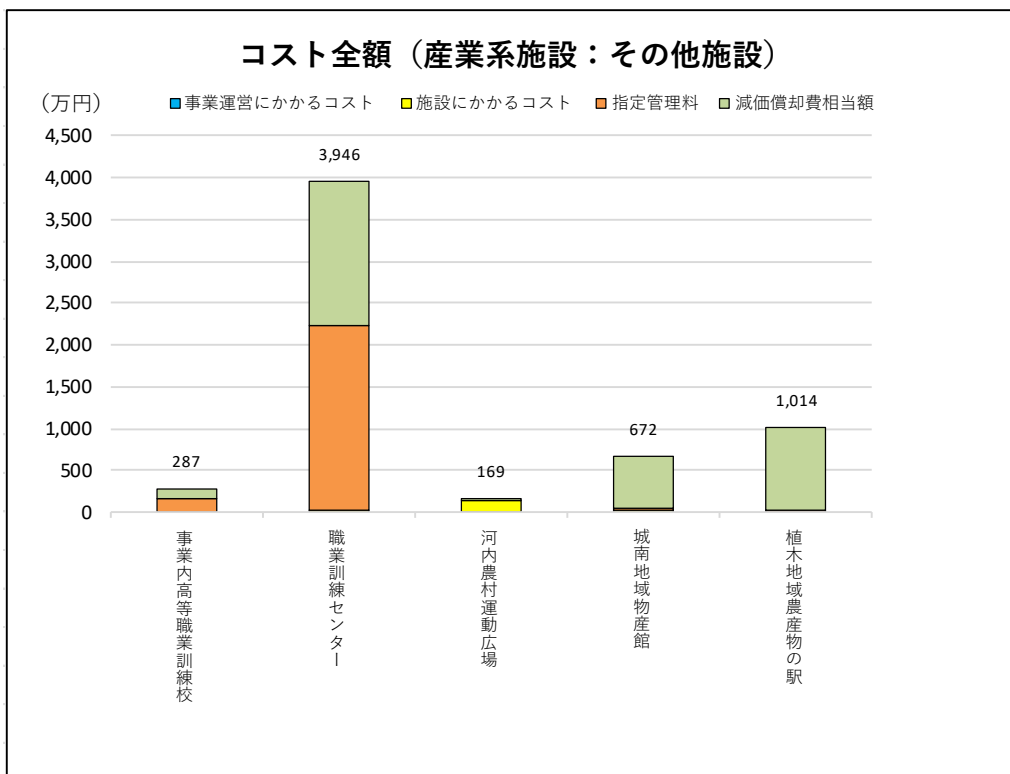
③ コスト状況（令和5年度実績）

施設別コスト（令和5年度）

ア) 貸館業務等を実施している施設

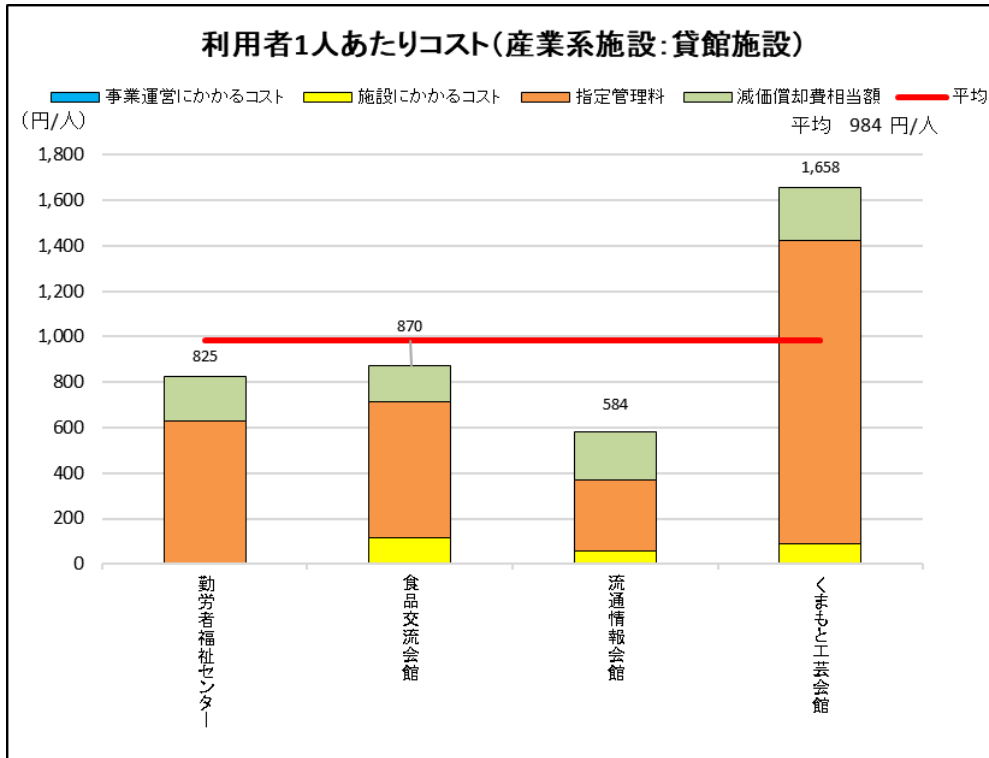


イ) その他施設



施設別利用者1人あたりコスト（令和5年度）

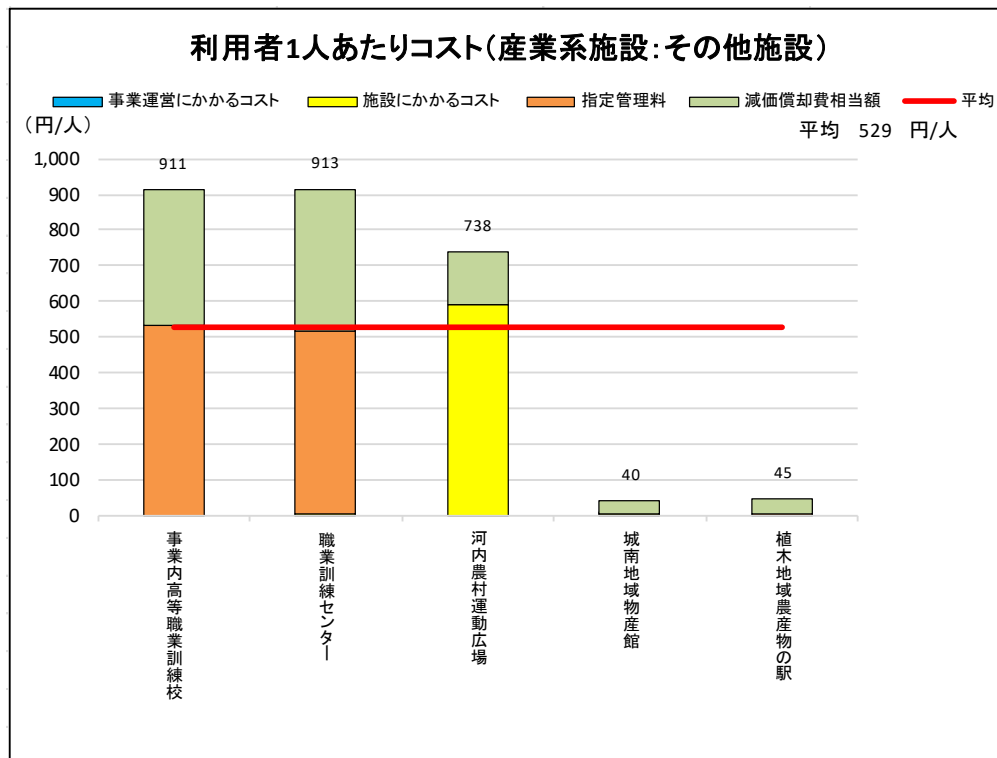
ア) 貸館業務等を実施している施設



※くまもと森都心プラザについては、文化施設（会館ホール）と図書館の分野で記載します。

※上記の指定管理料にはテナント分の電気料金の立替払い分が含まれています。

イ) その他施設



※競輪場は、収益事業であるため比較分析の対象として適当ではないため除外します。

※水産振興センターは一般の利用がないことから除外します。

### 3) 総合管理計画における施設分野別方針

方針  
1

#### 資産総量の適正化

- ・貸会議室を有する施設等、他の公共施設と役割が重複している施設は、施設の必要性について検討を行い、用途転用や規模縮小なども視野に今後のあり方を決定します。
- ・利用の少ない施設については、他の公共施設との統合や施設の有効活用策について検討を進めます。

方針  
3

#### 施設運営に要する総コストの削減

- ・競輪場の運営は現在、直営により行われていますが、事業再開後は、より効率的な経営ができるよう競輪事業の包括外部委託の導入を検討します。

#### 4) 参考：各会館の設置目的と事業内容

以下の各会館・ホールは、指定管理者制度を活用して運営管理し、各設置条例に定められた設置目的に沿った事業を展開しています。

施設名	設置目的	設置条例に定める事業	主な事業
くまもと森都心プラザ			
	多様な情報の収集及び蓄積を基礎として、本市の魅力を生み出すとともに、人材及び地域の産業を育成することにより、人、情報及び文化の交流の促進を図り、豊かさや活力を生み出すため	(1) 観光情報及び郷土情報の提供に関すること。 (2) 中小企業の経営及び創業の支援に関すること。 (3) 文化の振興及び交流に関すること。 (4) 子育て支援に関すること。 (5) 熊本市立図書館設置条例に掲げる事業その他の図書館の管理及び運営に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。	・駅前カルチャー ・秋まつり、春まつり ・写真展、作品展、パネル展等 ・図書館活用セミナー ・演劇鑑賞会・漫才イベント ・ビジネス支援・子育て支援 ・各種相談・セミナー事業 他
勤労者福祉センター			
	雇用の促進と勤労者の福祉の向上を図るため	(1) 雇用の促進に関すること。 (2) 勤労者の心身の健康及び体力の増進に関すること。 (3) 勤労者の教養及び文化活動に関すること。 (4) 勤労者の福祉の向上に関すること。 (5) その他市長が必要と認める事業	・サンライフセミナー(「社員リーダーシップセミナー」などの各種講演会) ・資格取得講座 ・労務管理セミナー ・各種スポーツ・レクリエーション講座 ・各種教養・趣味講座 ・各種職業講座 他
食品交流会館			
	食品産業の振興及び地域経済の活性化を推進するため	(1) 食品産業の振興に関すること。 (2) 地域産業、市民及び来訪者の交流の施設としての機能に関すること。 (3) フードパル熊本の公益施設としての機能に関すること。 (4) その他市長が必要と認める事業	・各種料理教室等の開催 ・フードパルフェスタ ・フラワー＆フードフェスティバル ・製造・加工体験教室 ・食と健康の講習・相談会 他
流通情報会館			
	本市中小企業の振興を図り、もって地域産業の発展に寄与するため	(1) 地域産業の情報化の促進に関すること。 (2) 中小企業の経営相談及び人材育成のための研修に関すること。 (3) 商品流通情報の交流の場の提供に関すること。 (4) 熊本流通業務団地の公益施設としての機能に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。	・ビジネスカレッジ(経営者向け熊本元気塾計8回) ・経済活動教育(小学生元気塾) ・就職活動支援(高校生元気塾) ・流通情報会館バザール ・情報会館セミナー(マーケティング・防犯等) ・情報会館フリーマーケット ・情報会館音楽コンサート ・各種カルチャースクール 他
くまもと工芸会館			
	本市の工芸の振興及び発展を図り、もって地域社会の活性化に資するため	(1) 工芸の紹介、展示等に関すること。 (2) 工芸に係る創作活動の促進に関すること。 (3) まちづくり活動の促進に関すること。 (4) その他市長が必要と認めること。	・まちづくり活動の促進に関するイベント ・工芸職人による実演 ・展示コーナーの企画・管理・イベント ・工芸品の需要促進と販路拡大イベント ・伝統工芸の後継者育成 ・各種工芸品の体験教室 他